

衆議院 環境委員会 議 録 第 五 号

平成二十六年十月三十一日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 北川 知克君
理事 石原 宏高君 理事 泉原 保二君
理事 平井たけや君 理事 牧原 秀樹君
理事 盛山 正仁君 理事 近藤 昭一君
理事 河野 正美君 理事 齊藤 鉄夫君
理事 穴見 陽一君 井野 俊郎君
井林 辰憲君 井上 貴博君
伊藤信太郎君 石川 昭政君
小倉 將信君 川田 隆君
小林 史明君 末吉 光徳君
助田 重義君 高橋ひなこ君
福田 守君 藤原 崇君
福田 昭夫君 吉田 泉君
井上 英孝君 小熊 慎司君
大熊 利昭君 新原 秀人君
林 宙紀君 浮島 智子君
田沼 隆志君 野間 健君

委員の異動
十月三十一日
辞任
赤枝 恒雄君
井林 辰憲君
大熊 利昭君
新原 秀人君
同日
辞任
川田 隆君
末吉 光徳君
井上 英孝君
小熊 慎司君
補欠選任
末吉 光徳君
川田 隆君
井上 英孝君
小熊 慎司君
補欠選任
井林 辰憲君
赤枝 恒雄君
大熊 利昭君
新原 秀人君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○北川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長鎌形浩史君、環境省総合環境政策局長小林正明君、環境省水・大気環境局長三好信俊君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北川委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○北川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福田昭夫君。

○福田(昭)委員 おはようございます。民主党の福田昭夫でございます。

本日は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案等にかかわる問題について質問をいたしますので、望月環境大臣以下、官僚任せにせず、大臣、副大臣、それぞれ簡潔にお答えをいただきたいと思います。

東京電力福島第一原発事故から三年七カ月がたちました。福島県の人口は八万人以上減少し、避難者は今も十二万人を超えております。福島復興なくして日本の未来なし、放射性指定廃棄物の集中管理なくして日本の未来なし。福島復興なくして日本の未来なし、放射性指定廃棄物の集中管理なくして日本の未来なし、そうした観点からきょうは質問してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、中間貯蔵施設等にかかわる対応について伺います。

一つ目は、用地補償額についてであります。環境省、復興庁が本年八月八日以降に発表した「中間貯蔵施設等に係る対応について」の用地補償額については、公共用地の損失補償の基本ルールのもとで、できる限り最大限の補償を行う、こう書いてありますけれども、今回地権者の皆さんに取引締結時の価格を提示したことは、最大限の補償を行うという考え方に沿っていますか。大臣からお答え願います。

○望月国務大臣 福田先生のおっしゃったように、まさに福島復興なくして我が国の再生はない。これは、我々、本場にそのことを心に重く受けとめてしっかりと環境行政を頑張っていきたい

な、このように思っております。

ただいまの質問でございますが、土地価格については、公共用地補償のルールに基づいております。中間貯蔵施設という公共工事の実施でありまして、これは地権者の皆様方から御提供いただくことになる土地の価格を補償するというようになります。

この土地の価格でありますけれども、復興が完了した将来の姿も考慮しつつ、土地利用制限の期間や需給の回復程度等の価格形成要因を勘案して、契約時点での価格を、不動産鑑定士により、鑑定評価額を踏まえて算定をさせていただいていくところでございます。

○福田(昭)委員 とても最大限の配慮をしたとは思えないんですね。だから、地権者に対する説明会を行ったところ、反発が大きいわけでしょう。これから地権者の皆さんの御理解をいただくのがなかなか難しいのに。

環境省がつくった公共用地の取得に伴う損失補償について、これを見ると、どうも、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、この第三条のみ強調しているんですね。第三条はあくまでも基本的な原則をうたっているわけでありまして、「土地等の取得又は土地等の使用に係る補償額は、契約締結の時の価格によつて算定するものとし、その後の価格の変動による差額については、追加払いしないものとする。」これを前面に押し出していらっしゃるんですね。これだけではだめだと思いませんか。

第七条には、土地の補償算定の基本原則、第八条には、土地の正常な取引価格を参考にして、適正な補正を加えて正常な取引価格を算定する、こう書いてあるんですね。まさに、適正な補正はどんな補正をしたんですか。

○小里副大臣 委員御指摘のとおり、公共工事の実施の場合は、その契約時点における正常な取引

価格によって評価されます。また、御指摘のような補正を行うことになっておるところでございます。

いろいろな考え方があろうと思いますが、まず、将来の復興を見越した価格等も勘案して、ここに定めております。その結果、事故がなかった場合の価格を基準とした場合、そのおおよそ半分を国が補償する、そういう設定になっております。しかしながら、これではなかなか理解ができませんという被災地の方々の心情を思いをいたしながら、県と連携して、交付金制度の活用によりまして、実質的に事故がなかった場合の価格を補償する、そういう設定になっているところでございます。

○福田(昭)委員 私も承知しておりますけれども、今度新しく知事に当選された当時の内堀副知事の提案で、差額分を県が補填する、こういう話は聞いておりますけれども、それはあくまでも政治的な措置であって、政治的な対応であって、この公共用地の事業の補償基準に照らし合わせて二分の一にするという根拠がわからないんです。

よろしいですか。第七条の三項にはどういうふうに書いてあるかというと、「第一項の場合において、土地を取得する事業の施行が予定されることによつて当該土地の取引価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がないものとしての当該土地の正常な取引価格によるものとする。」つまり、事故がなかったものとしてこれは考えないとだめなんですよ。

そして、第八条の第二項では、「前項の場合において基準とすべき近傍類似地の取引価格については、取引が行なわれた事情、時期等に応じて適正な補正を加えるものとする。」こう書いてあるんですよ。

こうした補償の基準を、私、国土交通省に説明してもらいました。レクチャーを受けました。国土交通省はこういうふうに私に説明してくれました。土地の補償については、土地の価格は、取得に対して適正な財産権の保障を行うという観点

から、契約締結時における正常な取引価格により算定することとなっており、具体的には、取引事例価格、公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価額などをもとにして、適正に算定をするんだ。

ですから、まさに適正な財産権の保障となっているのかどうか、そして、それは正常な取引価格に基づいているのか。事故が起きた後で、正常な取引価格なんてないじゃないですか。ですから、本当に、事故後の価格で買収するという考え方は間違っていますよ。私は、福島県が補填するということは否定しませんが、これは間違っていますよ。

しっかりと見直しないと地権者の方々から理解が得られないと思いますが、いかがですか。

○小里副大臣 お答えします。

御指摘のとおり、まさに国交省の方針にも沿うものであります。公共用地の取得に伴う損失補償基準を、事業の施行が予定されることによつて当該土地の取引価格が低下した場合は、事業の影響がないものとしての正常な取引価格によるものとするのが規定をされております。

当該規定の趣旨は、今回のケースで申し上げれば、中間貯蔵施設が予定されていることによつて周辺の土地価格が低下した場合に、その低下した土地価格に基づいて算定した価格で用地補償を行うことは不合理であることから、中間貯蔵施設の影響がなかったものとした場合の土地価格によつて補償するものであります。したがって、事故がなかった場合と事業が予定されなかった場合とは、また別の概念であります。

したがって、原発の事故によつて既に生じている土地価格の低下については、御指摘の規定が想定する中間貯蔵施設の整備の有無とは直接関係しないことから、事業の施行が予定されることによる当該土地の取引価格の低下には当たらないと承知をしております。

ただし、委員が御指摘のとおり、さまざま被災地の皆様のこの事故に伴う苦難、いろいろな思いに添えていく必要があります。したがって、

県の方とよく協議をして、本当にいろいろな考え抜いた末の創意工夫の策として交付金があるということをお願いいたしたいと思います。

○福田(昭)委員 結局、どういう説明をしようが、要するに、事故前の価格の二分の一にするというの、これは絶対理解を得られないんですよ。

ですから、全く、そこが根本にあるから、幾らちよつと補正をしてみても納得いただける価格にはならないということでありまして、そこを引き続き検討するように私からは要請をしておきたいと思ひます。これは、私が地元の人と話してそういう話を受けているからこういう質問をしているのであって、中間貯蔵施設ができなければ福島島の復興は進みませんから、ぜひしっかりと見直しをするように要請をしたいと思ひます。

それで、二つ目は、町の将来像についてであります。八月二十八日に復興庁が、「大熊・双葉」として復興構想 根本イニシアティブ、大げさに「根本イニシアティブ」なんて名前がついていますが、全くどこがイニシアティブなんだかわからないような構想でありますけれども、まさに、これは全く先が見えないビジョンとなっておりますが、どうして先が見えないようなビジョンになっているのか、復興副大臣、どうぞお答えください。どうしてこうなっちゃうんですか。

○浜田副大臣 福田委員にお答えしたいと思っております。

復興庁が福島県及び避難元市町村と共同で行っております住民意向調査によりまして、現時点で戻ると決めている方は必ずしも多くございませんが、判断に迷っている方々も一定程度おられます。今後、町の将来像や復興の見通しに応じて住民の意向も変わっていくのではないかと考えておりまして、こうした方々を含めまして、将来の見通しが立たない地域において、被災者の皆様が今後の生活に希望が持てるよう、中長期かつ広域的観点から、十二市町村の将来像をつくることは重要とまず考えております。

現在、復興庁におきまして、県や市町村と連携のもと、その検討方針を今鋭意固めておりまして、この将来像の地域の再生の絵姿をなるべく早く示していきたいと思っております。現時点では検討する方向は決まっておりますが、この中身はこれから、今、検討していきますので、ぜひ御理解賜りたいと思っております。

○福田(昭)委員 私は、やはり原発がちゃんと収束するのどこまでよくわからない。それから、大熊町、双葉町、両方は、人口の九六％が帰還困難区域に住んでいたので、すね。

ですから、資料の一をもらいたいただきたいと思ひますけれども、大熊、双葉町、両町に限って言えば、昨年の十月の意向調査ですけれども、戻りたいという人は八・六％と一〇・三％、もう戻らないと決めている人が六七・一％と六四・七％です。回収率を考えれば、もつと少ない。つまり、両町とも、戻りたいという人は今一割いないんですよ。そういう状況の中で、では、町をどんなふうに復興させるか。難しい話ですよ。

先ほども、お話、答えにありましたけれども、今後、まさに十二市町村の地域の将来像を考えると、言っていますが、私も、地元の人から、双葉郡で一つぐらいの町ができないうか、実はこういう話し合いもしていると伺っています。

ですから、そこは、これは環境省なんですけれども、帰還困難区域の除染のモデル実証事業をやりました、二十五、二十六と。その検証結果を踏まえてどうするかというのがいかにも曖昧なんですよ。十年後、二十年後、三十年後には戻れますという、そういうものが全くない。またもう一回除染するという話もない。そうすると、地元の人たちはどうしていいかわからないという人も出てくる。しかし、既に見切りをつけた人たちは、もう戻らない、こう言っているんですよ。

そういうことを踏まえて、しっかりと復興庁は取り組まなくちゃならないというふうに思っています。時間の関係で先に行きますけれども、次に、同

じように苦しんでいるのが放射性指定廃棄物の最終処分場でありますので、その対応について伺いたいと思います。

時間の関係で、最初の方は私の方から話をしても、もし違っているところがあつたら指摘をしてください。

まず一つ目、福島県の場合でありますけれども、福島県の場合は、指定廃棄物で、富岡町の産業廃棄物の管理型の最終処分場を活用する計画でありましたけれども、地元で反対に遭つてまだ決まっていないうのが福島県。

そして二つ目、茨城、群馬、千葉県の場合でありますけれども、茨城、群馬は、いまだ県独自の選定手法すら決まっていないう。千葉については、県独自の選定方法が決まり、現在具体的な場所の選定に入っている。そして、群馬県の場合は、町村会は、県内に設置することに反対の決議をしている。群馬県の町村会は賢いですね。どこか県内に一つということになれば大体町村になりますから、群馬県の町村会は賢いですよ。

三つ目は、宮城県です。宮城県は、栗原市、加美町、大和町の三カ所を選定したが、加美町から強く反対をされ、一カ所に絞り込むための詳細調査に入れない。

今後、大臣、加美町に対して詳細調査を強行する考えがあるんですか。望月大臣、お答えください。

○小里副大臣 処理施設につきまして、それぞれ御意見をいただきました。

特に宮城県の場合は、一つだけですが、詳細調査に入っていないということですが、正確には、八月下旬から入っております。詳細調査もさまざまあり……(福田(昭)委員)まあ、いいですよ。ですから、強行するのかもしれないのかだけと呼ぶ)はい。ただ、ボーリング調査には入れていないという状況でございます。

とにかく、被災地の皆様の不安に添えていくことが大事でありますから、しっかりと意思の疎通を図っていきます。

○福田(昭)委員 副大臣、余計なことをしゃべらないでくださいよ、時間がないんだから。四十分で終わっちゃうんだから。余計なことをしゃべらない。

まず、四つ目、栃木県の場合であります。前回と今回の総合評価結果の違ひであります。資料の二の二と二の二をくらんでください。資料の二の二が今回の総合評価結果であります。そして、資料の二の二が前回の総合評価結果であります。これを見ると、こんなでたまたま評価をされて、イエスと言う市町村などありませんよ。

まず、今回の資料二の一を見ていただきますと、評価項目が四点になっておりますが、指定廃棄物の保管状況、これで、実は前回の候補地と今回の候補地が逆転するんですよ。よろしいですか。生活空間と水源で、前回の候補地を一点ずつ上回って、二点上回って、しかし、指定廃棄物の保管状況では〇・五点しか下回れないので、差し引き一・五の差がつくんですよ。

しかし、次に資料の二の二をくらんでください。二の二を見ていただければ、今回、塩谷町の候補地になった場所は、これは一の三なんです。右から二番目ですね。これは、実は前回の評価では五番目でした。それが、今回は一番目に浮上するんですよ。

なぜ浮上したかという、今申し上げましたが、指定廃棄物の保管状況の重みを二分の一としたからこれは逆転したんですよ。さらにここに、自然的条件のうち、河川までの距離、これを入れたらまた逆転するんですよ。いいですか。さらに、水産業への影響を考えた、また逆転する。この塩谷町の候補地の下流には、東古屋湖という釣りのメッカがあります。これは鬼怒川漁協のドル箱です。その上流につくるわけです。今回、河川との距離を省いちゃいましたから、これは点数にならないんです。

ですから、こんなでたまたま評価で選んで誰が納得するんですか、これは。ですから、まずそのことを指摘しておきたいと思ひます。

時間の関係で、その先へ行きます。

次に、何か望月大臣の都合で、十一月の九日午後六時から、しかも日曜日、栃木県の市町村長会議を開くというんですが、一体何のために開くんですか、大臣。

○望月国務大臣 これは、国の責任においてやる仕事でございます。今までも、さまざまな面で県あるいはまた市町村の皆さんと打ち合わせをして、いろいろこういう選定作業もやらせていただけてまいりました。

やはり、我々の方針を常に御連絡をさせていたで、そういうことでございまして、七月に詳細調査の候補地を提示して以来、さまざまなことがあれからございまして。いろいろな動きがございました。そこで、もう一度、この際、県内の全ての市町村の長に對して、国のこれまでの、その期間にいろいろなことがございましたので、取り組み、考え方を説明する必要があると考え、市町村会議を開催させていただくことになりました。

ただ、我々は、できる限り全ての皆さんにお集まりいただきたい。やはり市町村の皆様はそれぞれお忙しいところでございますので、我々としてはこういうことを御説明したいということになりました。向こうでいつ幾日が一番いいということになります。

○福田(昭)委員 誰がこの日がいいと言ったんですか。いいですか。私が県の市町村会に確認したら、過去十年間、土日に開いたことはないそうですよ。また、環境省がこのために開いた市町村長会議も、五回、土日に開いたことはないそうですよ。

誰が日曜日の午後六時がいいと言ったんですか。言ってみてください。

○望月国務大臣 我々はお願ひをして、今ちょっとその誰がということはありませんけれども、市町村会の代表の皆さんからこの日がいいという

御連絡がございましたので、お互いにもろろいろいろ、こういう国会を開いているとかさまざまなことはございますけれども、やはり連絡を密にとりたいということで、我々は、お互いの日程を合わせさせていただいてこの日にさせていただきます。こういうことでございまして。

○福田(昭)委員 では大臣は、九日、必ず来ますね。どうですか。

○望月国務大臣 私は出席をする、国会にやほこのことがない限りは、私は出席をするということに決めております。

○福田(昭)委員 塩谷町で、多分きのう環境省へ来たと思ひますけれども、白紙撤回の署名が何万人届いたか御存じですか。

○望月国務大臣 十五、六万だったと思ひます。十七万ということでございます。

○福田(昭)委員 大臣、そんなふうじゃだめですよ。

いいですか。北海道から沖縄まで、塩谷町の白紙撤回の署名に十七万人を超える人が署名してくれました。そんなところへ九日にこのこと行つてどうするんですか、大臣。火に油を注ぐだけですよ。しかも、自分の政治と金の問題もあるんじゃないですか。大丈夫ですか。

○望月国務大臣 私は、大臣になつてから、地元の皆さんの本心にさまざまな苦勞というものを、やはり何といつても、そういう意味では信頼関係ををつくらなきゃならないということ、何回か、時間のある限り訪問させていただきたいということとで訪問をさせていただいているということとでございまして、この町村会の皆様方、やはりそれぞれ選ばれた代表の方でございますので、それからまた、さまざまな事案がその都度起きておりますので、しっかりとした説明をさせていただきたい。

まさに今、いろいろなことがあると思ひます、たくさん、十七万人の皆さんの署名をいただいたわけですが、そこで混乱が起きるかもしれないということもさまざまあると思ひますが、

あえて我々は、説明をさせていただく機会があればできる限りさせていただきたい、そんなつもりでおります。

そして、今……(福田(昭)委員)「もういいですよ」と呼ぶはい。

○福田(昭)委員 ちよつと弁明が長過ぎますよ。短く言ってください。

それで、多分、そういう意味では、市町村長会も、市町村長さん大変忙しい日曜日の午後六時だということで、本当に大変な、ブーイングも出ると思いますよ。

それでは、次に、五つ目は時間があつたらやることにして、六つ目に行きたいと思いますが、風評被害の恐ろしさについてであります。

望月大臣は静岡県でありますけれども、静岡県もお茶葉が被害に遭っているんですけれども、風評被害というのはどんなに恐ろしいかというのを御存じですか。

○望月国務大臣 今、福田先生がおっしゃったように、我々の静岡県、私は特に清水でございまして、お茶のことで、風評被害でお茶農家の皆さんが大変な思いをしたということは、私はしっかりと受けて、さまざま、そのことについては対策を農家の皆さんとやってきたこと、ございまして、先生もおっしゃるやうに、風評被害は大変なこと、ございまして、あつてはならない、そういうふうな思っております。

○福田(昭)委員 それでは、資料の三を「ごらんください」。

これは、まさに「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針について」ということであります。原子力損害賠償紛争審査会がその賠償の範囲を定めた指針であります。

この真ん中を見てくださいと、真ん中に「政府指示等の対象外地域等」ということで、Vとして、「いわゆる風評被害」ということで書いてあります。その下の方に行きますと、「農林漁業・食品産業、観光業、製造業等、輸出を類型化」し

て、その右の方に詳しく書いてあります。「いわゆる風評被害について」は、「専門委員による詳細な被害の実態調査結果を踏まえ、風評被害の範囲を明示した。」「風評被害」の範囲については、「類型化された業種(農林漁業・食品産業、観光業、製造業・サービス業等、輸出)」「類型化できない個別の被害について、一般的基準に照らし、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得る」ものをここに述べたと書いてあります。

ここにあるように、もう本当に他県にわたって、福島県を中心として、私の栃木県もそうでありますが、周辺の県が本当に大変な風評被害にいまだに悩んでいる。東電でもまだ損害賠償金を支払うのは終わっていない。特に山などはこれから始まる。山林の被害などはこれから始まる。そういう状況になっているわけでありまして。

したがって、宮城県の方や栃木県の方々が反対するのは当たり前です。特に、農山村地域を抱えている人たちは、その町の死活問題です。いいですか。農林漁業、そして農林漁業と商工業が一体で結びついています。さらにそこに観光業が加わります。ですから、これがなくなつたら、その町の生きていくすべがなくなるんですよ。ですから、宮城県でもみんな反対している。農協や商工会の皆さんや観光業の皆さんが中心となつて、反対している。そこに当然若いお父さんやお母さんなども入っているけれども、当然ですね。

それはどこも同じです。塩谷町も同じです。いずれのところに聞いても、宮城県でも、既に、三カ所候補地に選ばれただけで、大阪の米問屋から、決まったら大崎平野の米は買わないで、こう言われている。塩谷町でも同じ。年間契約している人から、米の契約は取り消した。そういうことがもう既に、候補地になつただけで言われているんです。

ですから、副大臣は鹿児島だというのかわからないでしようけれども、結局、大臣や副大臣や環境省の人が考えているほど、風評被害対策をすれ

ば大丈夫だなんというのはいさすから、そう簡単に風評被害を取り除くことはできませんので、そこをよく承知しておいていただきたいと思ひます。

そして、七つ目ですが、七つ目は、指定廃棄物処分の基本的な考え方と責任者についてであります。

指定廃棄物の最終処分については、特措法に基づく基本方針で各県処理となつていますが、それは私は間違いだと考えております。やはり処分の基本原則は排出者責任、そしてさらに、分散処分じゃなくて集中管理することだと考えております。ですから、汚染地域を拡大するような分散処理はやめるべきだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○望月国務大臣 指定廃棄物が多量に発生して、特に、現在保管状況が逼迫している、そういう県においては、処理施設を確保すべく、やはり早急な処理が必要だ、このように思っております。

環境省としては、関係地方公共団体とも協力して取り組みを進めているところでございまして、先生が今おっしゃったように、同法に基づく基本方針において定めた指定廃棄物の県内処理の考え方は、見直す予定は今のところございません。

指定廃棄物は、放射性汚染対策特別措置法に基づき、国が責任を持って処理をするということになつておまして、なお、処理に係る費用については、同法に基づきまして、今回の原子力事故を起こした事業者である東京電力に求償することになつておるわけでありまして。

○福田(昭)委員 その費用を東京電力に求償するということであれば、きょうは東京電力の社長が来ておられますけれども、東京電力の社長が東京電力はまさに排出者責任とそれから原賠法に基づく損害賠償をする責任がある。そうすると、東京電力は、被害を受けた方々に賠償金を払うだけじゃなくて、出したものを引き取る責任もある。ですから、そこで社長に伺いますけれども、東京電力としてはそういう認識はありますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。今まさに大臣が御答弁されましたように、特別措置法に基づいて対処させていただきたいというふうに考えております。

○福田(昭)委員 社長、それは余りにも無責任じゃないですか。特措法にはそんなこと書いてないんですよ。特措法に基づいて閣議決定した基本方針に各県処理と書いてあるだけであつて、社長、特措法にはそう書いてないんですよ。どうですか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。指定廃棄物の処理につきましては、国が県や地域の自治体と御相談の上にお進めになるというふうに私どもは理解しております。

○福田(昭)委員 社長、そういう考え方だと、今度はそつちの方で東京電力に損害賠償ということも行きますからね。

では、その次の方へ行きますけれども、最後の、六県分の最終処分場の適地についてということとお話をしたいと思います。

時間もなくなつてきましたので、最終の方へ行きたいと思いますが、ぜひ皆さんは資料の四をごらんください。

これを見ていただきますと、実は、東京電力の福島第一原発には、福島県も含めた六県分の指定廃棄物を最終処分する場所があるんですよ。大臣、御存じですか。

この第一原発は三百五十町歩あるんですよ。ゴルフ場が三個半入るんですよ、これ。北の部分、左の部分になりますけれども、北の部分百町歩は今あいているんですよ。なぜあいているか御存じですか、環境大臣。わかりませんか。では、まあいいですよ。これは、実は、いいですか、原子力発電所の七号機、八号機の建設予定地なんですよ。今さら七号機、八号機を建設するという話はないでしょう。五号機、六号機まで廃炉を決めたわけですから、これだけの事故があつて、今さら七号機、八号機をつくる理由は全くないわけですよ、根拠は。

そういうことになりますと、この空き地をどう利用するかということが、実はこの指定廃棄物の最終処分場の解決方法になるんですよ。そう思いませんか、大臣。

○望月国務大臣 まさに今、そういった土地があるというお話でございます。

福島の中間貯蔵施設でございますけれども、原発事故によって大きく被害を受けて、今、先生が先ほどからお話がありましたように、復興、それからまた、さまざまな皆さん、決断に迷っている方、あるいはまたいろいろな方がいらつしやると思いますけれども、帰還に向けて懸命な努力をしていらつしやる皆さんがおります。

その福島県に対して、他県の廃棄物を三十年の間集約して引き受けるという負担を強いているということでございます。そういったことを考えると、そのほかのものもまたそこというようになことは到底理解が得られるような状況にないということをぜひひとつ御理解いただきたいなと思います。

○福田(昭)委員 大臣、この周辺は環境省が予定している中間貯蔵施設ですよ、この色つきのところが。半分、この緑の線がありますが、左側の方が双葉町、右側の方が大熊町、これは十六平方キロですよ、両方合わせて。その真ん中に第一原発がある。

十万ベクレルを超えるものは基本的にこの中間貯蔵施設。何かきのうの説明だと、栃木県なんかのもので、わらの焼却をしたら二十三万ベクレルになっちゃうものも栃木県の塩谷町の最終処分場へ埋めるんだなということも環境省が答えたようですよけれども、福島県の指定廃棄物も含めて六県分ここへ入れても、二十町歩あればできちゃうんですよ、大臣。百町歩のうち二十町歩使えば、福島県の富岡町に予定している指定廃棄物も含めてここへ全部入っちゃうんですよ、大臣。

これは誰もが納得する場所です。そう思いませんか。

○望月国務大臣 この中間貯蔵施設、このことに

ついては、本当に福島県知事も、これは苦渋の決断だということで決めていただきました、施設の建設については。

今ここで我々がそういうような、先生はその一つの考え方であると思いますが、これは福島県の民が決して納得できるようなものではないというように、これ以上、我々としては、負担をここで福島県に持つていくということがあることが言えるような状況でないということは、ぜひひとつ御理解をお願いしたいなというふうに思います。

○福田(昭)委員 大臣、福島の人たちとちゃんと話し合っていないからそういうことになるんですよ。知事とか町長さんなんかとしか話していないから。私は住民と直接話をしている。そうしたら、何と言っていると思いませんか。いいですか、先ほどの意向調査にもありましたように、大熊町も双葉町も、戻りたいという人は一割いないんですよ。

それで、富岡町の皆さん、富岡町にも帰還困難区域があるんですよ。この大熊町の南に帰還困難区域がある。この人たちはなんかも、国が買ってくれるんだしたら俺たちだって協力したっていいな、そういう話も出てきているんですよ。いいですか。

ですから、知事や町長たちと話していたんじゃない。やはり、本当に地権者と腹を割って意見交換をしてみてください、これは。全く事情が違いますから、基本的に。

それは、知事の気持ちはわかりますよ。知事としては、これだけの大きな被害に遭ったんだから、よその県のものなんか引き受けねえと言いたい気持ちにはわかりますけれども、でもそれは感情論であって、ではほかの県の人に迷惑をかけていいのか、こういうことなんです。

五県の人たちはそれで苦しむわけですよ。それがいいわけは全くないのであつて、やはり政治家であつたら、本当の解決方法は何だということをしっかりと考えて決断する、これが政治家ですよ。そう思いませんか、大臣。

○望月国務大臣 我々が今御相談して、また、このJESCO法を通させていたかどうかという形の中では、いろいろな情報を集めてお話をさせていたかどうかでは、まさに、ここに中間貯蔵施設を建設させていただく、そういうことに関しては大変な決断をしていただきましたので、福島県民の皆さん、さまざまな皆さんがいらつしやると思いますけれども、そういう中では、今これ以上の御負担を強いるということとはなかなか御理解を得られなくて、なお混乱になってしまつたということもありますので、今のところはこういう形で進めさせていたきたい、このように思います。

○福田(昭)委員 ですから、東京電力の第一原発の未利用地に置くことが、どうして福島県民に負担を与えるんですか。そんなことにならないじゃないですか。宮城県の加美町も、先週の環境委員会で伊藤信太郎先生が加美町の広報を配って、そこにもちゃんと書いてありましたよ、東京電力に引き取ってもらうほかはないと。伊藤先生からも、基本方針を見直すべきときに来ているんじゃないか、そういう提案があつたじゃないですか。私も全く同意見です。ですから、どこも引き受けるところがないということを基本的に考えて、もつと原点に戻って、どうすれば一番いい方法なのか、それを考えないと。

もし五県に付くということになったら、悪い前例をつくることになるんですよ。これは日本にとつて恥です。あしき前例です。行政は御案内のとおり前例踏襲主義ですから、もし五県でつくつたら、鹿児島・川内原発、再稼働するようですよ、今度は、もし桜島でも爆発して、事故を起こしたら、はい、では熊本県、宮崎県、佐賀県、鹿児島県、それぞれ指定廃棄物の最終処分場をつくってください、こう自動的になっちゃうんですよ、大臣。こんなばかや、あしき前例は絶対につくつてはなりません。

時間が来ましたので終わりにしますが、環境省は環境を守る番人なので、ぜひ、明治時代の足尾銅毒事件で天皇陛下に直訴した田中正造の言葉を贈つて、終わりにします。

真の文明は、山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし、こう言っています。

環境省は、日本の環境を守る、その先頭に立つ役所ですから、ぜひしっかりと考え方を改めてほしいということを要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○北川委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 維新の党の大熊利昭でございます。本日はよろしくお願いをいたします。

まずは、これは広い意味では環境行政の一部分だろうと思うんですが、微生物資材、いわゆるEMと呼ばれる、これは菌ということになるんでしょうか、微生物なんですか、資材なんですか、この辺についてお伺いしたいと思います。

福島県の発表ですと、これは、使うと川を汚すというような公式の見解も出ています。一方で、高橋政務官におかれましては、かつて、二〇〇八年なんですか、かわさきエフエムというところで、この微生物資材、EMを活用する農家では、土には放射性物質が検出されても、作物には全く出ていない、EMがいろんなことに対応できるという最新情報は、EM関連企業やUネットのホームページで、イベントの告知が見られます、ぜひのぞいてほしいということを放送で、電波、ラジオを通じて言われていらつしやいます。

この趣旨について、どんなことなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○高橋大臣政務官 御質問ありがとうございます。

政務官としての答弁です。個人の見解は控えさせていただきますと思ひますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

○大熊委員 よく私の質問を聞いてほしいんですね。これは環境行政の一環だと申し上げた。だから、政務官としてお答えください。

○高橋大臣政務官 お答え申し上げます。

政務官として、環境省としての見解ということではよろしいでしょうか。(大熊委員 政務官としての見解、または環境省としての見解と呼ぶ)それでは、環境省としてのE.M.に関する見解でよろしいれば、それを申し上げたいと思います。それによろしいでしょうか。(大熊委員)いや、後に政務官としての見解も伺います」と呼ぶ)

○北川委員長 それぞれ質疑、指名してからの質疑にしてください。

○高橋大臣政務官 はい。

それでは、環境省としての見解を申し上げ、私は政務官としてそれをサポートする立場です。で、申し上げたいと思います。

環境省として、一般論として、微生物の働きを使用して汚染物質を分解等することにより、土壌や地下水等の環境汚染の浄化を図る技術があることは承知しております。御指摘のE.M.に関する件ですが、環境保全に役立つかどうかについては、科学的な検証によって判断されるべきものと考えております。

私は、政務官としてこの立場をしつかりサポートするものと考えております。

○大熊委員 それでは、放射性物質を取り除くという作用についてはどんな御見解なんでしょうか。環境省及びその政務官としてお答えください。

○高橋大臣政務官 お答え申し上げます。

環境省としては、それに関しましての問題に對しましては、御指摘のE.M.が環境保全に役立つかどうかについては科学的な検証によって判断するべきものと考えておりますので、そのように思っております。

○大熊委員 繰り返しですが、放射性物質を取り除くということですか。

○高橋大臣政務官 お答えいたします。

それに関しましては、環境省としては実際にデータを承知していないというところでございます。

す。それに関するデータは承知をしております。ということですか。

○大熊委員 承知していないという事は、では、ラジオで言われたことは、これは違う、そういうことはないんだ、そういうことでよろしいですか、環境省あるいは政務官として。

○高橋大臣政務官 お答え申し上げます。

個人的見解と私、政務官になってからの環境省としての考え方は別でございますので、承知をしていないということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大熊委員 いや、ですから、環境省として承知をしていない、それは結構です。したがって、では、放射性物質を取り除くということについては、環境省としては、そんなことはないんだ、こういうことでよろしいんですか。

○高橋大臣政務官 お答え申し上げます。

実証データは承知していないということでございます。

○大熊委員 だから、どうなんでしょうか。データを承知していないから、その先の結論はどうなんでしょうか。

○高橋大臣政務官 ですの、科学的な検証によって判断するべきものと考えております。

先ほど申し上げた繰り返しで恐縮でございます。

○大熊委員 だから、その判断はどうか、判断の結果はどうか。あるいは、判断ができていない、この放射性物質を取り除くということでは発言されているけれども、これは全く事実無根なのである、現在の実証データを確認したところ確認できないんだ、こういうことでしょうか。

○高橋大臣政務官 繰り返しの答弁で大変恐縮ですが、個人の私の考えと環境省の方での考えは違いますので、その点を御了承いただきたいと思っております。

私は、環境省は科学的検証によって判断されるべきものと考えており、この実証データは承知をしていないと環境省では考えております。

○大熊委員 だから、環境省としてはどんな判断なんですかと繰り返し聞いているんです。

○高橋大臣政務官 繰り返しで大変恐縮です。今後、科学的な検証によって判断されるべきものと考えております。

○北川委員長 ただいまの質疑について申し入れがありますので、協議をさせていただきます。

速記をとめてください。

(速記中止)

○北川委員長 速記を起こしてください。

高橋環境大臣政務官、明確に環境省としてのお答えをお願いいたします。

○高橋大臣政務官 それでは、今後、科学的な検証によって判断をしていきたいと思っております。

○大熊委員 では確認ですが、現時点ではしていないということ、したがって、環境省としては事実を確認できていないんだ、このような理解でいいですか。

○高橋大臣政務官 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○大熊委員 率直に最初から御答弁いただければ。

そうしますと、これは個人としてはお答えにならないということなんです。一部報道へ出ています、議員になつていらつした時期だったんです。ようか、この、個人としての高橋政務官の御発言は、行政としては全く確認できていないこと、あるいは事実として確認できていない、事実無根という表現が強いのかどうか、そういうものであるということが今確認できたところでございます。

続きまして、このE.M.の培養会社の関係。前回の質疑でも、御答弁、質疑があったかと思うんですが、このあす合同会社という会社と、それから、政務官が代表を務めていらつします岩手一区選挙区ですね、金銭のやりとりについてこのように答弁されておられます。「お答え申し上げます。同居は一切しておりません。これは住所

の関係だと思ふんですね、これもちよつと後でお伺いしますが、その後、「金銭のやりとりは全くございません。」というふうに答弁をされていらつしますが、これで確認させていただきまが、よろしいでしょうか。

○高橋大臣政務官 私が支部長のときは、一切やりとりはございませんでした。

先日の質疑では、御質問の趣旨を、今お話ししたように、私が岩手一区支部長になってからのあす合同会社との関係に関するものと理解をしてお答えしております。

私は、平成二十三年一月に支部長に就任いたしました。が、その前年、二十二年五月、六月にコピー機リース代、車両貸出料として、御指摘のような支出があったことが、二十二年分の収支報告書に記載されております。

平成二十二年分の収支報告書につきましては、私が収支報告書提出時の支部長であったために、県の選管の指導で私の氏名が報告書の代表者として記載されておりますが、いずれの支出も私が支部長に就任するより前の支出でございます。この点、大変言葉足らずの答弁でございましたので、補足をさせていただきます。

○大熊委員 これは、寛容に考えると補足ということなんです。が、議事録に残っているものではない、例えは、ありませんとかということなら補足でいいんですが、全くというのがついてるんです。だから、支部長であつたかどうか、そういうことと関係なく、全くという、余計なという、政務官からすると余計な、こちらからするところの突っ込みどころがある、そういう言葉がついてるわけでございます。だからこそ聞いているわけ。

これで一応よしとするのかどうかあれなんです。が、ちよつとそこところは、全くということなので。この答弁、こは補足じゃなくて、一応やは訂正をされた方がよろしいんじゃないかなと思ふんですが、いかがでしょうか。

○高橋大臣政務官 大変言葉足らずで申しわけありません。この発言で訂正させていただきます。どうぞよろしく願います。

○大熊委員 わかりました。

その次に、やはり同じ答弁で、あーす合同会社と政務官の御実家の住所が同じかどうかということ、この後、「住所が御一緒という指摘ですが、登記上、四つの住所がありまして、別棟のところになっております。四つの場所、駐車場、それから別棟のお宅、そして私がおります家というふうになっております。」こういうことになっておるんです。ところが、登記簿を見ますとそうはなっていないんです。これは当然政務官の方でも確認をされているんじゃないかと思うんですが、この点もやはり訂正された方がいいんじゃないかと思うんですが。

○高橋大臣政務官 恐れ入ります。

私がお聞きしているところでは、厳密には、同じ住所に四つの、ちょっと自信はないんですが、二百八十三の一だの二だの三だの四だのというのがありまして、その中の一つが貸し出しをしているものとお聞きをしております。

ですので、同じ住所に最終的になっているように見えますが、厳密な、例えば、ちょっと私も書類を以前見せていただいたことがあるんですが、その四つの区間の細かい住所の中それぞれに、いろいろと貸し出しをしているというふうに向っております。

○大熊委員 そうすると、登記簿の方が間違っている、虚偽である、こういうことですか。

○高橋大臣政務官 恐れ入ります。

登記というのが、私が見ていただいていたのは、市役所の中で細かく以前の住所のものをらせていただいたことがありまして、実際に住所としては同じになっておりますが、以前は、その部分に他のお宅もあり、四つの区分としての、役所での実際の登記簿というか、登録を見させていたことがございます。

○大熊委員 登記簿上は、所在、盛岡市本町通二

丁目二百八十三番地十三、二百八十三番地十四ということ、こんな四つに分かれていないんですね。ちなみに、これは登記簿ですから住所じやなくて地番だと思うんですけれども、分かれていないんです。だから、答弁、これ、そのままですと、間違いない、登記簿自身が間違っているか、どちらかだと思うんですが。

○高橋大臣政務官 ただいま言ってくださった二百八十三の十三とか十四というものと私は認識をしておりますが、それが私が分かれているというふうに思っていたものでございまして、登記していない部分に、多分ですが、駐車場などもござい

ます。ですので、私、その辺は私の土地ではありませんので、確認をさせていただきたいと思っております。

○大熊委員 いや、二つじゃなくて四つに分かれているんですね。だから、登記簿がそうすると間違っているということになりますと、法務局に訂正を求めるということに基づきじゃないでしょうか。

○高橋大臣政務官 恐れ入ります。私の土地ではありませんので、確認をさせていただきたいと思っております。

○大熊委員 高橋政務官の土地じゃないにしても、答弁で言われているんですね、当委員会です。普通の方ならそれでいいと思うんですけれども、国会で答弁されているわけで、責任のあるお立場として、しかも、当委員会が答弁をされているので、それはこの場で訂正された方がいいんじゃないでしょうかね。

○高橋大臣政務官 恐れ入ります。私、しっかりとその点について確認をさせていただきたいと思っております。

○大熊委員 では、百歩譲ってということ、しっかりと確認をさせていただいて、この答弁が不適切ということであれば訂正をされた方がいいのではないかと思います。最後、数分、これもやはりお役目でございまし

て、望月大臣にお伺いをしなければならぬわけでございます。政治とお金の問題でございます。いろいろ出ております、賀詞交歓会の支出ではなかった費用が計上されていたところ、この費用は実は保存期間を過ぎているので何だかわからない、こういうような理解をしているところでございますが、一方では、安倍総理は、国民に対して最大限の説明義務を負っている、しっかりと説明をするという趣旨のお話を繰り返しされていらつしやいます。

したがって、その趣旨からすると、大臣としては、何になつたかわからないということですが、この総理の要請に必ずしも応えることができていないんじゃないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○望月国務大臣 この問題につきましては、今、保存期間が過ぎてしまっている、我々は、それでも、さまざまな関係者に話を聞いてまいりました。引き続きこのことについてはしっかりと努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

○大熊委員 ぜひその方向でお願いしたいというふうに申し上げつつ、これまでの大臣のいろいろなところの発言ですと、保存期間を過ぎてしまつて、ないという趣旨、これはお話しされたんでしようか。そうだとすると、今後努力をするというときに、どんな努力をするのか。なくしてしまつた、あるいは処分してしまつたら、これはもう見つからないわけですから、努力のしようがないという可能性もどうなのかなと。

そうすると、総理が言われている最大限の説明義務ということを果たすことができない可能性があるんじゃないかな。総理の指示の説明義務を果たせないということ、これはいかがなことなのかというふうに、野党の身分ながら申し上げなければならぬところなんです、そのあたり、いかがなんでしょうか。どのような努力をされるということなんでしょうか。

○望月国務大臣 私も、選挙に落選をして、その

前、そのときにもう、ちょうどそのころのことでございます。関係者のほとんど、やめていたわけでございます、そのときに。ですから、そういう皆さんに、書類はもろろ保存期間というの過ぎていますけれども、さまざまな努力をしてそこら辺を聞いてみたいというふうな形で、今までもそういう努力をしておりますが、今後とも、できる限り皆さんにお知らせすることができるよう、そういう努力をさせていただきます。

○大熊委員 では、一言、その努力の結果、結果を出す、つまり、何に使われたか明らかにするんだ、これで総理の言われる最大限の説明義務を果たすんだ、こういう御決意で一言お願いいたします。

○望月国務大臣 しっかりと努力をしていきたい、このように思います。

○大熊委員 結果を出されるということ、よろしいですね、明らかにすること、よろしいですね。

○望月国務大臣 何しろ、保存期間が過ぎておりまして、そういった領収書等がもうありませんので、でも、それだからといってなしということではなくて、今までそういう努力をしてきたわけでございます、関係者の皆さんにそれぞれ話を聞いて努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

○大熊委員 それでは、以上で終わりますけれども、政務官におかれましては、先ほどの答弁の違い、虚偽答弁の可能性、こういった状況にありますので、後日、当委員会に報告をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○北川委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 維新の党の小熊慎司です。

大熊議員に引き続き、小さい熊ですけれども頑張っていきたいというふうに思います。

今回のJESCO法、これまでの過日の委員会での質疑、またきょうの質疑、やはりまず前提

は、これは民主党政権時代、また自民党にかわつてからも、信頼がなければこれは進められないところであります。

さはさりながら、三年七カ月が過ぎて、県内各地で、私は地元は会津で、福島県の中でも一番原発から遠い地域で、ちなみに、先ほど質疑された福田委員のところよりも線量なんかほとんど出ないようなところではありますけれども、それでも自主的に町村が除染をしたりして除去土壌等が発生しておりますので、これがどこに持つていけるのかというのが、今持ち出せないということでありまして、中間貯蔵はしっかりと設置をして、除染を進めていかなければいけないということでもあります。

ただ、三十年後に県外に持つていくというところが、ここが信頼がなされていないところとあります、これをどうやって構築していつて、県民の信頼を勝ち取りながらこの事業を進めていくのかというのが本当に大きな鍵というふうになってきます。

そこで、まず、過日、福島県内では知事選が行われましたけれども、前の副知事の堀内さんが当選をされて、十一月の十二日から着任をされます。現佐藤雄平知事、十一月の十一日に退任されますけれども、佐藤雄平知事の苦渋の決断で受け入れを建設容認したんですけれども、その際に五つの条件を言つて、受け入れの条件を示していますね。

県外最終処分法案の成立と、中間貯蔵施設等に係る交付金の予算化、自由度、国による搬入ルートの維持管理など及び周辺対策の明確化、施設及び輸送に関する安全性、福島県及び大熊町、双葉町との安全協定案の合意という五条件を示しましたけれども、この五条件について、国としてはどのようにこれを守つていくのか、まずお伺いをいたします。

○望月国務大臣 この中間貯蔵施設の建設に当たっては、佐藤知事には本当に苦渋の決断をしていただいたということでございまして、今お話が

ございましたように、五つの条件といえますが、それを守つていくというふうな形で申し入れを我々は受けております。

ですから、今回のJESCO法がまさにこういうことでありまして、この中でしっかりと国の責任を位置づけて、三十年以内というふうなことで、あるいはまた、協定を結んだり、搬入の問題、それから自由度の多い補助金とか、そういったさまざまな要望をこの法律の中にしっかりと位置づけていただいて、国の責任はしっかりと明確にして、そしてお願いをしていく、こういうことでございます。

○小態委員 今の、国の責任の明確化、これは非常に大事です。

過日も、この委員会でも参考人をお呼びしたときに、私の地元のトラック協会の会長さんをお呼びしたときに、搬入に係るいろいろな整備が必要になってきます。高速道路を使つていくということもあるんですけれども、各市町村ともやつていきますから、積み込み場をどこかに、その町村エリアにつくつてやる場合も、その積み込み場の周辺住民の理解も得なければならぬところはありますし、また、これは高速道路以外の道路もいっぱい使います。この維持管理をどうしていくんだ、抜幅をどうするんだということもあります。これは、市町村、地元自治体に負担をかけることなく、そういったものも国として一〇〇%やつていくということでしょうか。確認させていただきます。

○福山大臣政務官 ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

輸送については、まず輸送基本計画を策定し、その後、関係機関と連携しつつ、具体的な輸送に向けた輸送実施計画を策定することとしております。

まずは、おおむね一年程度、比較的少量の除去土壌などのパイロット輸送を行うことで、本格的な輸送に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認していくこととしております。

また、その中では、輸送車両の安全かつ円滑な通行を確保し、輸送車両の集中による一般交通への影響の抑制を図るため、部分的な道路の改良などの道路、交通対策を行うこととしております。

このように、輸送基本計画や輸送実施計画の策定、パイロット輸送の実施に向けた調整などを通じて、しっかりと輸送ルートの安全対策などを行い、地元の理解を得てまいりたいと思つております。よろしく願ひいたします。

○小態委員 これは市町村道でも、その輸送経路の中にこれがあるとすれば、予算を国で面倒を見ろということですか。端的に答えてください。国でお金をちゃんと財政措置するということですか。

○三好政府参考人 お答え申し上げます。

中間貯蔵施設への搬入のために必要な周辺道路の整備につきましては、国の方で責任を持つて対応するという考えでございます。(小態委員「財政的に」と呼ぶ)はい、財政的に。実際は、やり方は道路管理者と御相談をする必要があるというふうな考えでございます。

○小態委員 そのあたりの積み込み場のところの住民説明会、これは市町村が主体になるのかどうか分かりませんが、これもだから国が責任を持つて説明しなきゃいけないんですよ。そうですね。それとちゃんと、国が率先して、地元住民への理解の説明会なりなんなりをするということでもいいですか。

○小里副大臣 積み込み場については、地域の方からいろいろな不安の声をいただいているということとは承知しております。例えば、仮置き場のよう、そこが長期に置かれるんじゃないかといったような御心配をいただいております。

そこで、まずは、積み込み場を使う必要がないように、直接大型トラックが仮置き場まで何うそのための道路改良等をしつかりやつていく必要もあると思います。あるいはまた、積みかえるために必要な時間もあるべく短くて済むように、スムーズな積みかえのための努力も必要であろう

と思いますし、また、施設の安全性も含めて、積みかえ場の安全性も含めて、しっかりと地域の皆さんに説明をし、御理解をいただいきたいと存じております。

○小態委員 これも、だから、国がしっかりと、市町村に任せて説明会を開かせるんじゃないかと、やつていかなきゃいけないわけですから、しっかりとお願いしたいと思ひますし、今の答弁で、この間の参考人の質疑のときにも、なるべくトラックが直接行く。行けないところもあればあるんですよ。だって、個人の住宅の除染をやつたところは個人の裏庭に今埋めちゃつていて、そんな集落のところに入つていけないんですよ、ダンプも何も。やはり、ある程度の小さい車で運んできてやるしかないんですよ。

これも参考人のトラック協会の会長さんのアイデアでしたけれども、これはこの後の質疑に持つていきますけれども、大体二千二百立方メートル、東京ドームにすると十七、八個分ですよ、これをやるのに、三年間でやれば延べ一日二千台と言つていきますけれども、それはまさに現地から施設まで二千台ということですよ。

でも、実際、よくよく考えてみると、三つに分かれるんですよ。今保管しているところから積み込み場までの輸送。積み込み場から、搬入は来年一月から始めるわけですよ、まだ中間貯蔵ができていないのに。そこに運び込む。今度、中間貯蔵ができれば、とりあえず今の仮に置いてある敷地から完成したところに運ぶという、三つ必要になつてくるんですよ。

そうすると、トラックが全然足りなくなるといふ話もあるんですけれども、そうしたことがありますが、直接持つていけるところはそれは直接持つていって、積み込み場を使用することがないといつても、やはり、ある程度これはちゃんと計算が成り立つはずなんです、今の除染しているところであれば。なるべくとかじゃなくて、本当はもう見えてはいるはずなんです。見えていないということであれば、これは環境省がちゃんと計

算していないということです。そんなざっくり感で言っているから、本当にどうなるのと、具体的なものが見えないから福島県民も不安になるんですよ。

まして、フレコンバッグの放射線に対する不安だけではなく、騒音とか振動とかということもありますから、しっかりとこの地元説明会は、市町村だって通常業務で大変忙しいわけですから、これは国がちゃんとやること。

道路も、市町村道であればそれは道路管理者は市町村ですし、県道であれば県でありますけれども、こうした拡幅事業とかなんとかの説明、地元の御理解というのは、だから、これは国が率先するとやっているんですから、肝心なところは出ていかないで、負担ばかり市町村で、格好いいところで国が前面に立つと言っているのが今の福島県の復興の状況ですよ。そんなことではなく、ちゃんとそういうのもやってくれたいよ。どうですか、これは。

○小里副大臣 今の御指摘いただいたところをしっかりと心得て頑張つてまいります。

積み込み場は、ある程度はやはり必要でありますから、それをどう克服してつくっていくのか、しっかりとまず説明で申し上げる必要があると思います。また、直接輸送も大きく捉えていきますが、いずれにしても、我々が現地にしっかりと伺いをしながら、責任を持って取り組んでまいります。

○小熊委員 我々というのは、これは政務三役含めてですね。技術的なことは環境省の職員ですけれども、冒頭に行つて、一つ頭を下げるということと、これがまさに被災者、福島県民に寄り添うということになりますから、少しこれは丁寧なぜひやっていただきたいと思っています。

実は、この五条件以外にも、今、信頼という言葉を最初に言いましたけれども、さっきのE.M.菌の話もありましたけれども、私のところにも震災直後は何十と、こうやれば消えますよなんという、本当に眉唾みたいな話がいっぱい来て、混乱

もしてしまいましたけれども、とにかく確実なものもしっかりやっていかなきゃいけないわけです。

この五条件を、きょうも、実は県内の町村会の役員の方々と、隣の吉田委員も参加していただきましたけれども、県内の福島県の国会議員との意見交換会があつて、いろいろ御意見を賜つてきましたけれども、この大熊、双葉ではないんですが、そのまた隣の浪江町で、今、ADR、これは直接所管大臣じゃないから、しっかりと連携をとつてやってくれたいという意見にとどめますけれども、ADRの和解案を東電は蹴っているわけです。今までは何とかしてくれと言つていたのが、多分、近々にゼロ回答を出されるようだということが浪江町長の馬場さんにきょう聞きました。

こういうことも含めて、こんなことがあると、国に対する信頼、国がつくったADRですよ、紛争解決。東電がその和解案を拒否しているわけですよ。こういうことも乗り越えて解決をしないと、いろいろな意味で信頼醸成がなされないということですから。

これは文科大臣が所管ですから、ぜひ環境大臣としても、こういう中間貯蔵を進めるためにも、周辺環境整備のためにも、国が前面に立つと言つていながら、ADRと東電のやりとりにも何も口を出さないでいるわけですよ。これはもう解決しようよとやってくれたいね。大臣、ちよつとありますか、何かこの件について。担当ではないけれども、ちゃんと文科大臣と地元の意向を踏まえて、こういうことも解決して信頼を得ていきましようとするかどうかですよ。

○望月国務大臣 我々環境省は、さまざまなことを福島初めさまざまな皆さんに頭を下げてお願いするだけの立場だ、こんなふうにしておりまゝです。信頼関係をつくるためには、我々も言うべきことはしっかりと行かせていただきたいなと。

話でございますけれども、最初の閣議のときに総理の方から、全ての大臣が復興大臣になったつもりで、お互いに連絡をとつてよくやりなさいという御下命をいただいております。先生がおつ

しやられたことを旨にして、しっかりと進めていきたい、このように思います。

○小熊委員 大臣、そうした前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ、文科大臣が、この和解案に対して東電が拒否していることに關して近々にコメントが出ることを私は期待したいと思つています。大臣が言つていただいたおかげで文科大臣がこれについて言及してくれることを待つていただきます。

そうした中で、最大のものは、このJESSCO法に關して、これは天下り会社ですからJESSCOがどうだということもあるんですけども、最大のやはり眼目は、先日の吉田委員の質疑にもありましたが、福島県民、願っている人も多いけれども、でも、本当にそれが三十年後県外に持つていくというふうな信じている人はほとんどいないというふうに思ひます。今、三十年後に持つていくと法制化しますよといつても、それは本当に、その法制化したものが結実するののかというのは誰も信じていません。

まして、ここにいる我々も、平均余命を考えれば三十年後はいない人たちが、私も含め、いますし、大臣は健康そうだから百歳まで、ただ、最近、大分何か心労がたたつてストレスがたまつていようでありますけれども、環境省の官僚の人も含めて、三十年後に、ああ、出ていきましたねと見届けられる人がほとんどいない中で、三十年後約束しますというのは、信頼してくださいといつても、それは言葉だけです。

まして、先ほどの質疑にあつたとおり、県外の指定廃棄物の最終処分場も各県ですてきではないんですよ。福島県のもの最終処分場よりは多分ハードルが低いはずなんです。それすらも今解決できていないのに、三十年後というのは、これは幻想ですよ。私も、県外に持つていけるなら持つていつてもらいたいし、これは福島にあつた原発ですけれども、受益と負担を考えれば、本当

は関東の人が受益なんですから。

最初に確認しますけれども、県外に三十年後に持つていくというのは、県外というのは北海道から沖縄まで全部対象になるわけですか。持つていく対象になりますか。まず確認させてください。

○望月国務大臣 県外ということでございますので、さまざまな、全ての場所を含める、このように思ひます。

○小熊委員 全てですね。いろいろな条件をちゃんとつくつて、その条件に合致したところは、北海道であれ、九州であれ、沖縄であれ、関西であれ、東京であれ、合致するところがあればそれは全て対象になる、選択肢になるということでよろしいですか。(望月国務大臣「はい」と呼ぶ)

それで、この間の吉田委員の質問で、大体約二千二百万立米、減容化をすれば二百万立米ぐらいになるという話でしたけれども、では、減容化にどれだけの時間がかかるかということはこの間の参考人質疑で京都大学の酒井教授に聞いたら、これはそんなにすぐに二千二百万が二百万になるわけじゃないんですよ。この作業もいっぱいかかるということであれば、これは工程表をきちつと書かなきゃいけないですね。

来年一月からカウントすると私は環境省から確認しています。中間貯蔵ができてからの三十年後じゃないです。とりあえずあの敷地内に運ぶ来年からカウントが始まるんですね。そこから三十年後ということ、けつは決まっている、ゴールは決まっているわけですよ。

それを追つていくと、減容化の作業としてどのぐらいの時間がかかるのかが見えますし、土地を選定して環境アセスをやつて設計してと、いろいろなことを考えると、早くても、五年、十年ぐらい手前で決めておかなければ、決まらなければ、三十年後にきれいいさっぱりなくなるといふことにはならないんですよ。

この時間感覚というのはお持ちですか、大臣。三十年後に決めればいい話じゃないんです。もつと手前に決めなきゃいけないんですよ、土地の選

定は。

○望月国務大臣 今のお話のように、やはり、物理的減衰とかさまざまございまして、それからまた、技術的な面もこれから研究開発をして、一日も早くそういったものが少量化していくような形、あるいはまた、そういうことによつて、さまざま、公共事業に使えるようなものとかを分けていくことをやはり決めていかなくてはならないと思います。

現実的で具体的なロードマップの検討に当たっては、ただいまお話ししましたように、減容化、再資源化等により、最終処分量や濃度がどの程度になるのか、そしてまた、処分地の構造や必要面積がそれによつてまた決まってくると思ひますけれども、どうなっていくのか、ある程度の見通しが立つことがまず必要だ、このように思ひます。そのためには、まず、減容化等に関する研究とか技術開発、それからまた、減容化、再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方性の検討にしっかりと取り組んでいきたい、このように思ひます。

取り組みを決める中で、現在の八つのステップを可能な部分から順次具体化してまいりたいと思ひております。その具体的な取り組み内容と実施時期を段階的に示していく。全てここで決まっているということではございませんので、できるところからやつていって、段階的に示したい、このように思ひております。

○小野委員 これは、今言つたとおりでは実はだめなところがあつて、三十年後というゴールが決まっているわけですよ。減容化はまだしつかり確立していない部分もあるし、どうやるかというのがありますし、取り除いてきれいになったものといつても、例えばいいのかわからないけれども、例えば、下水処理場の水がきれいになつて飲めるようになりましたといつたつて、これを水道水で飲むわけじゃないんですよ。

きれいになった残土を、建設、用意するといつたつて、風評被害みたいなことを考えれば、人の

心理を考えれば、そんなものは使つてほしくないという言葉も出てくるかもしれない。科学的にはきれいだけれども、それを使つた住宅地に住んでくださいと言つたら、いやいやとなりまして、これは。

そこまで考えると、二千二百万が二百万になつて、二千万は有効活用できますといつて、では、大臣の地元でそれを埋め立てにして使つてくださいたいと想像してみてくださいよ。いや、それでいいよという人もいるかもしれないけれども、やはり心理的に嫌だねという人が出てくるのも想像できるじゃないですか。

減容化できたら二百万で済むから簡単だなど思つていては、減容化が成ればこうなりますよといつて、今も三十年後というゴールが決まっていますから、そこまでの住民説明会、指定をして、環境アセスなりなんなりをやつて。今だつて、県外のものだつて決まっていなくて、今だつて、ここに決めますと言つたら、すぐ、うんなんて言う市町村もないですよ。そう考えたら、減容化の技術がどうであらうと、土地の選定は、三十年後の前の十年前には決めましようねとか、十五年前に決めましようねというのが出てこなきゃいけないんです。全部技術的に整つてから、はい、選定しました。

確かに、二百万持つていくのか一千万立米持つていくのかでは違ふんですけれども、地元の御理解とかを考えれば、もう十年前には決めておかなきゃいけないといふことを決めて、その時点で一千万だつたら一千万を運び込むという計算をしてやらなきゃいけないんじゃないんですかといふことを言っているんです。最大限減容化すること、ことに焦点を当てれば、ずるずるずるずるいきますよといふ話なんです。

○望月国務大臣 先生今おっしゃつたように、そういう考え方に対しての見解を求めます。ういふ、簡単にそれを受け入れてくれるといふようなこと、先ほどの福田先生のお話のように、風評被害等を考えてみても、誰でも、はい、わか

りましたと受け入れていただけるような状況になることはそう簡単じゃないと思ひます。

もちろん、この福島の問題については、我々国が責任を持つてやつていかなければならないことですが、それだけではなく、国民の皆さんがこのことには心配をして、注視をされていること、でございますので、風評被害はもちろんでございますけれども、そういった内容についても、御理解を得られるようなことをしつかりと皆さんに広めていかなければならないな、こんなふうに思ひております。

今先生がおっしゃつたように、そういうことについては、今三十年後のことを決めるということではなくて、今三、四年の問題であります。我々が亡くなつても国というものは存在します、そういうところで、今回のこの法律でしつかりと明確に責任を持つということがこの法律をつくるということ、でございますので、ぜひひとつ、そういう意味でよろしくお願いしたいな、こんなふうに思ひております。

○小野委員 私、別に御指導できる立場じゃないので、一緒に復興をやつていかなきゃいけないのであれなんですけれども、このテーマは時間内にもう一度触れますが、ちょっと先に細かな点で。輸送のことでも、今明確になつていない。先日の参考人質疑の中でも、地元のトラック協会に具体的に相談がなかつた。そんなことで、輸送実施計画があつたとしても、これは絵に描いた餅ですよ。

輸送するトラックの確保ですね。感覚的に言え、ダンブではなくて、いわゆる上に屋根のついたウイング車の方がいいわけですよ。雨が降つたときもそこにかからないわけですよ、まして我々福島県内は、吉田委員のところは余り雪が降らないですけれども、山沿いは雪も降るといふことを考えれば、やはり有蓋車の方がいいんですよ。これ

がちゃんと確保できるのかという点と、誰が確保するのかということ。

いろいろ集中して物資が足りなくなつて、トラックをオーダーしても一年後にやつと来るような状況といふところで、この確保をどうするのかといふことと、三年間でやつたら延べ二千台ですけれども、先ほど言つたとおり、積み込み場までの間のトラックも必要、あと、とりあえず今運んでおくところから、また中間貯蔵が完成したときに運ぶためのトラックも必要、フォークリフトも必要、クレーンも必要、足りるのかという話。

あと、それを使つた後どうするかですよ。輸送会社に買わせて、それはその資産ですから、勝手に処分といつても、はつきり言つて使いたがらないですから、ほかのものに転用なんかできないですから、これは国が買い上げて公売でも何でもしたらうか、中古トラックを集めるかして、後は廃棄するか。

こうしたトラックのあり方については、今のところ、どういふ方向でいきますか。

○小里副大臣 輸送車両の調達は大変重要な課題であると認識をしておるところでございます。福島県のみならず、全国からの輸送車両の調達が必要にならうと考えております。

安全かつ効率的な輸送を実施することで極力必要台数を抑えるとともに、市場の動向を踏まえた関係機関また関連団体との連携が必要であらうと思ひております。最大限努力してまいります。

とりあえずパイロット輸送を行いますけれども、輸送後の本格的利用時、ピーク時があるといふことを想定した調達が必要であると考えております。

特にまた、御指摘をいただきましたウイング車等についても選択肢の一つであると考えておりまして、輸送基本計画にもこれが例示をされているところでございます。

輸送対象の大部分を占める、放射能濃度が高い除去土壌等の輸送においては、フレキシブルコンテナや大型土のうに詰めた上で荷台をシートで覆ふことで、十トンダンブトラックでの輸送が可能と考えております。

その他、御指摘いただいたような点を踏まえて、しっかりと、必要に応じた十分な調達ができるように対応してまいります。

○小態委員 使用後のトラックはどう処分するんですか。トラック業者も、それは、はい終わりました、除染しました、違うものを運びますとなかなかできないですよという話です。

○小里副大臣 使用後のトラックでございすが、除染で使用した車両についても特別な措置を講じているわけではなく、現時点では買い取るといった対応は考えておりませんけれども、車両確保の観点から、長期かつ継続的な使用を促すなど、現場の状況等を踏まえて適切に対応してまいりたいと存じます。

○小態委員 全然それじゃだめですよ。それだからだめなんですよ。

一点は、まず、想像してみてくださいよ。福島県内に住んでいて、目の前を毎日トラックが走っていく。有蓋車ならいいけれども、シートをかぶせればいいと言ったけれども、雨が降ったら、そこから流れてくるんですよ、荷台から。科学的には何でもない、漏れていないといっても、その心理状態を考慮してください。

ウイング車が選択肢の一つではなくて、それが一番優先順位ですというのは言わなきゃいけないし、使用後、それを、はい、長期使用、だけれども、それを請け負う業者はここでも減りますよ。あなたのところで買って、これで仕事をしてもらって、その後資産になるんだから、どんなほかの仕事に使ってくださいといったって、使えないんですよ。

この間の参考人質疑でも、トラック協会の会長が言っていましたけれども、震災のときの救援物資を運んだローリー車は、国が買い上げて公売にかけたんですよ。

それはちょっと、対応を改めてもらわなきゃいけないです。ちょっと方向性を変えてください。

○小里副大臣 お答え申し上げます。

委員の御指摘、それぞれ大変参考になっており

ます。除染の経験も踏まえながら、しっかりと検討を進めてまいります。

○小態委員 だから、科学的に除染してオーケーでも、これは風評被害の話と一緒に、人間の心理的なものがありますよ。そこも踏まえて処理を考えていただかなきゃいけない。はい、ピピッとつけて、出ましょん、大丈夫なトラックですということでもだめですよという話。

ちゃんとしたデータはありませんけれども、一部の、こういうのをしゃべるとまた風評被害みたいに広がるから本当はしゃべりたくないけれども、例えば、福島ナンバー、いわきナンバー、会津ナンバーがついている中古が全国的に売れない、どこかに飛ばして、例えば大臣の地元の静岡ナンバーとかにつけておいてオークションにかけるとかやっている話も聞きますよ。何のこともない車ですよ。売れないんですよ。建設関係の人も重機を売ろうと思えば、福島県のもものは引き受けないとか、あるんですよ。

科学的に大丈夫でも、そういう状況ですよ、だから、風評被害払拭とかそういうのを科学的知見に基づいて、国民の理解、国外の理解、やらなきゃいけないけれども、それがゼロにならない限り、そんな処分の仕方では負担になってしまいうという話。

まして、ウイング車みたいなものは食品を運んだりもできるトラックですよ。それを運んだ後、はい、ジュースを選びました、野菜を選びました、商売をやる方からすれば、やはりそれはできないな、このトラックは廃棄した方がいいなとなります。

そういう心理的な状態を、そんなさうと。小里さんも政治家なんだから、役人じゃないんですから、その心理を、トラック、輸送する側の心理を考えたら、さうと、はい、除染してなんて、科学的根拠でなんて言うだけじゃ済まないということはあるでしょう。十分に、今すぐ、こういうふうに国がやりますと言えないかもしれないけれども、そこを前提に検討すると言ってください

よ。

○小里副大臣 御指摘のとおり、心理、また安全性の確保、そしてまた使用後のことも考えると、調達をいかにスムーズに進めていくかに直結をする問題だと思えます。

よく委員の御指摘を勘案しながら、今後、政治的に判断しながら進めてまいりたいと存じます。

○小態委員 これは私の考えじゃなくて、この間のトラック協会の参考人も同じことを言っていますから、まさにこれは政治判断でしっかりと決めていただきたいというふうに思います。

またインフラ整備の方に戻りますけれども、この間も知事選があったので、私、久々にいわきの方も行ってみたら、大渋滞をされていて、今、六号線とか常磐道も整備しています。それだけでは輸送はしないから、各県道、市町村道も整備するとかしていくんですけれども、今、いわゆる原発の避難計画というのを各自自治体でつくっているわけです。

福島県は、第一原発は全基廃炉、第二原発も廃炉と、今の知事も新しくなる知事も言っていますし、これは県議会でも全挙げて決議しているし、私も、第二原発も含め廃炉だと言っているんですけれども、一応原発施設ですから、何かまた、津波が来た、地震があったといったら避難しなきゃいけないので、それぞれ自治体では避難計画があるんですけれども、これも、今の状態の避難計画ですから、これからトラックがばんばんばんなばんなあ地域に集中していくことを考えれば、これも見直してもらわなきゃいけない瞬間が出てくるんですよ。

そうしたことも丁寧に今地元自治体と連携をとれていますか。この避難計画のインフラ整備、これはトラックがいるために逃げる計画が変わるんですよ、そうですね。これは避難を想定して、何台車が通る、人が通るということを考えて避難計画をつくっていますけれども、その前提がトラックの通る交通量によつては変わってくるんですよ。そうすると、これはつくりかえてもらわなきゃ

いけないし、まして、今原発収束のために作業員もいっぱい行っていますけれども、この輸送をする人たちの安全確保といった意味でも、この書きかえが必要になってきます。負担を求めなきゃいけないんですよ。そこを環境省はわかっていますか。

○小里副大臣 それぞれ御指摘もつともであると思います。

実施計画を作成する段階で、しっかりと勘案して対応してまいります。

○小態委員 その場合にも、輸送経路のインフラ整備、国が面倒を見ると言っていたきました。あわせて、この輸送のために避難経路を新たに整備しなければいけない、市町村でやらなきゃいけない場合も、これは国でやるべきですよ、国のせいでそういうふうになるんですから。そうですね。そこまで含めて、首をかしげているけれども違うんだ、政治判断だからいいんですよ、どう思いますか、大臣。

○望月国務大臣 避難計画は、一義的には、県の方でつくっていただくことになります。しかし、こういうような輸送計画、実施計画ができたとして、やはり道路あるいはまた地域住民の健康被害とか、そういったもの、さまざまございしますので、その面については、県の方とよく連絡をとりながら、我々としても対処をしていきたいな、このように思っております。

○小態委員 だから、輸送路が決まって、なおかつ、輸送路の状況によつては避難経路を新たに確保しなきゃいけないというものが出てくれば、これは国がきっちり責任を持って、そこは協力をしていただきたいというふうに思います。大臣からもそういう方向性を示していただいたので、しっかりと、ここは考えておかなきゃいけないんですよ。トラックの人たちも逃げるといったときの不安にもなっているわけですから。何かあったときにどうやって逃げるの、これだけ混んでいるのにというのがあるわけです。今でさえ、いわきは混乱ですから。そこはしっかりと対応してください

い。
最終処分場に立ち戻りますけれども、今、法制化されたとしても、いわゆる地元基礎自治体の理解がないとこれはつくれませんね。これはある意味で市町村長の手挙げ方式ですよ。そんな市町村長、私のところはいいよという人はいないと思うんです。では、国が強制執行するような最終処分場の法律を書くのかといったら、多分書かないですね。そうすると、ずっと押し問答。ここに一つずつください、いやいや、一つずつください、いやいやとなるのが関の山なんです。

これは本当に、三十年後、ああ、必ず出ていくなどという最終処分場の法制化というのはできるんですか。どんな形でその信頼を得ようと思っておりますか、大臣。

○望月国務大臣 三十年以内に県外処分を実現することができるといって形になってまいります。が、どちらにいたしましても、先ほどからお話がございますように、物理的減衰だと放射性セシウムの濃度が四割まで低減することが見込まれていく。あるいはまた、その物理的減衰のみで、技術的には、覆土を適切に行って、公共工事等で再生利用が可能なレベルになるとか、さまざまなことを実は考えて、我々としてはこれをお願いしていきたいな、こんなふうには思っております。

こういったことをやはり十分に国民に説明して、理解を得ながら、福島県外で最終処分を完了する、そういうことを政府を挙げて全力で取り組んでいきたい、このように思います。

○小熊委員 だから、一生懸命やりますよというのは誰も否定しません。だけれども、今、県外のものも結果が出ていない。先ほど言ったとおり、減容化したとしても、これは大丈夫なものがどこかに持っているのかどうかということも検討してもらわなきゃいけないですよ。科学的には大丈夫なもので、基準値以内のものでも、先ほど言ったとおり、下水処理場の水、飲める水ですよと言ったって飲む人なんかいないように。そういうところも考えれば、二千二百万立米を

二百万立米にして、この二千万、どこかに持っていきましようと言っても、この行き先も実は見つからないかもしれない。拒否される可能性もあるんですよ。それも含めて考えなきゃいけない。地元の理解というのはなかなか得られないです。逆に、大臣が、ちょっとこっちを見て想像してください。地元の静岡県内のかの首長になって、はい、それはもう科学的に大丈夫だから、うちの町で引き受けますよと言っ首長になれますか。

私は、ほかの委員会、だから、こんなのは絵に描いた餅だと。本当に私は、持っているなら持つていつてもいいですよ。まして、受益者だった関東の人に引き受けてほしい、東京に引き受けてほしいと思いますよ。でも、実際無理だなと思うから、中間貯蔵なんていいかげんなことを言わないで、これは本当は、断腸の思いで、福島県にずっと置く可能性もありますよと正直に言った方が信頼を勝ち得られるという話もしたら、与党席からも大分やじが、おまえ、ひどいことを言うなと。だったら、自分たちの選挙区に持つてこいぐらい言う政治家がいないのかという話なんです。いいないでしょう。今いないんだよ、誰も。三十年後にそんな政治家も出てこない。

大臣、責任を持つと。まず、では自分の選挙区から。そんな発言ができないのもわかる、私も。環境省の職員の皆さんも三十年後はいないでしょうと言ったら、いや、退官しても福島のためにやりますと言ったら、いやいや、福島のためにやるんだしたら、地元に戻って町長でもやって、うちに誘致しますと言ってくれよと。そういう私も相手に対しては失礼なことも言っているし、生意気言っているし、詮ないことを言っているなと思っております。でも、その詮ないことをこれからやるんですよ、どこかにつくるといふことであれば。

それは、福島県からすれば、最終処分場は県外に持つていくと言わなければ中間貯蔵もつくれない状況もあった。でも、何で信頼がないか、法制化しても本当にできると思っているかといえ、

自分が持つてこられる立場になれば、これは容認できないなということ福島県民も感じているからですよ。

ここは真剣に考えなきゃいけないです、本当に、これから。三十年後、今この中で生きている人もいるかもしれない。はい、ごめんなさい、責任をとります。責任をとるってどういうことですか。金ですか。頭を下げるだけですか。時間は返つてこないんですよ。だったら最初からちゃんと示して、新しい人生を始めましょう、新しい町づくりを始めましょうと言った方が早いんだ。

大臣、責任を持ちますと言ったって、三十年後、いないでしょう。やると言うのであれば、本当は、パフォーマンズでもいいですよ、自分の選挙区内、まず候補地で一番目に手を挙げますよなんて言えますか、大臣。言えますか。答えてください。これは手挙げ方式でやるんだから、各自自治体の。国の強制執行じゃないんだから。言えますか。

○望月国務大臣 さまざま我々の方もお願いをして、そして、何としても御理解をいただけるようにな、そういう形をいろいろ、手挙げ方式、さまざま我々も研究をさせていただいて、そしてお願いをしていく。最大限の努力をしてそういう形に持つていく。

福島復興のためには、中間貯蔵施設を初め、そういったさまざまものが必要でございますので、我々はしっかりとお願いをしていく、そういうことに尽きると思います。

○小熊委員 先ほど言ったように、北海道から沖縄まで全部対象です。環境的に条件が合致すればどこでも対象になると言いましたよね。仮定の話だから答えられないかもしれないけれども、大臣の地元選挙区内で合致する地域があれば、積極的に誘致に努力しますか、どうですか。

○望月国務大臣 仮定の話です、今、その発言は控えさせていただきますと思います。

○小熊委員 だからだめなんですよ。その覚悟がないから、我々は信頼できないんだ。

我が党の橋下徹は、この中間貯蔵の最終処分場じゃなくて、使用済み核燃料の処分問題がある、これは新設なんかをしないで、今の五十何基分、いずれ処分しなきゃいけない、我が維新の党の国会議員は、次の選挙で、自分の地元への使用済み核燃料の最終処分場をつくってもいいぐらいの覚悟をして引き受けて、選挙をやってみようというぐらいの人ですよ。ある意味、普通に考えたら、そんなのはおかしい話ですよ。だけれども、そのぐらいの覚悟がないとこれはできない事業なんです。

もうこれで終わりますけれども、そのぐらいのことですから、通り一遍の優等生みたいに、頑張っています、汗をかいています、地元の理解を得られますといったって、進まないというのを県民がわかっているから信頼が醸成されないということなんです。

これは大臣だけじゃない、私も含めてだけれども、きょうお越しの委員、ほかの国会議員全部含めて、自分の地元福島県この中間貯蔵の最終処分場を持つてこられるかどうか、考えてみてください、想像してみてください。三十年間うるかすんですか。本音でやらない限り、犠牲になるのは被災者であり、福島県の人たちです。

ある意味、本音でしゃべることが厳しいことを福島県民に突きつけることになるかもしれない。でも、そうでなければ本当の復興はなり得ないし、それが政治でしょう。それが政治なんですよ、本来の。ぜひその本音の議論ができるように、これから環境省としては努めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○北川委員長 次に、林宙紀君。
○林(宙)委員 維新の党の林宙紀でございます。引き続きまして、我が党に割り当てられた時間内で質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

きょうはこの法案について主にお伺いをしていきたいというふうに思っておりますが、まず、そ

思うことがある中で、先ほど福田委員から御質問があった、栃木県の塩谷町の方々が、方々を含めて署名を持ってきた、何万人だったかわかりますかと。私だって知っていましたよ、これは。それは関心が高いからと言われればそうかもしれないません。だけれども、これは、所管する省庁のトップ、あるいは副大臣、政務官も含めて、知っておくべきことだったんじゃないんですかね。そんなことも知らずに、住民の皆さんに寄り添ってなんですよ、言えたものだと思いますよ、私は。

私のようなかたか一回生議員、皆さんに比べれば若輩もいところですよ。そんな人間が、普通の日本の社会だったら、目上の人々にこんなことを申し上げるのは甚だ失礼千萬なんです。わかっています。だけれども、報道にだって普通に書いていたじゃないですか、全国紙に、ぼっと。このぐらいのことはやはりフォローしておいていたんだきたいんですよ、日々お忙しいと思いますけれども。

そういうものを全部考えて、あとは、役所の皆様、日々大変な思いをされていると思うから、余り私も、そこは敬意を表しますし、厳しいことは言いませんけれども、だけれども、やはりそのぐらいいはお耳に入れておいてさしあげるぐらいのこととはあつてもよかつたんじゃないでしょうかねということを思うわけです。そういうところから、ぜひまた気持ちを更新にしてやっていただきたいですよ。

大臣に就任されてもうすぐ二カ月というところだと思ふんですけれども、やはりここまでずっと携わってきた人に比べればそれは時間的な不利はあると思うんですけれども、やはりそこを挽回する、そういう気持ちがあつて初めてこういう問題は前に進むものだと思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

それで、きょうは、今我が党の小熊議員が私の思っているところも随分後半の方で代弁していた

それを今回あえて政治判断という名のもとに、これは前の政権のときの決定事項ですからというふうに言うかもしれませんが、それでもやはりそれを引き継いで今進めていかれるということとは、それでいいと思っているからだと思うんですね。

この東京電力の福島第一原子力発電所の未利用地、先ほどお示しいただいた百ヘクタールございます。やはり、最終的には私はここに、指定廃棄物の話ですけれども、宮城県ですとか含めて五県にまたがる廃棄物は、もうそこに持つていくしか最終的に結論は出ないんじゃないかなと思っています。ます。

私自身も地元宮城県でいろいろと話を聞いていて、今候補地三つ、今から詳細調査、ボーリング調査をやるとおっしゃっていますけれども、私自身は、自分自身でこの目で見て、足で踏んで歩いて調査した結果として、こんなところには到底無理でしょうという場所なんです、私が思うには。それは政府がどう判断されるかわかりません。恐らくいいと思っておられるんでしょう。でも、そういうことを考えると、ここに持つていくしかないんじゃないかなというふうに思っています。

ただそれは指定廃棄物の問題なので、きょうは時間が余れば少しお伺いしたいなと思いますけれども、法案に関してちょっと戻りますが、今回、最終処分場所というのを福島県外であるというふうに、これは閣議決定等々で決まっているわけなんです。この理由ですね、何で福島県外じゃなきゃいけないんですかというところを改めて聞きたいと思います。簡単にお答えください。

○三好政府参考人 お答え申し上げます。

○林(宙)委員 そうなんでしょうね。それで、やはり福島県の皆さんに過重な負担をこれ以上と。それはお気持ちはもうよくわかりますよ。そういういう気持ちにはよくわかる。だけれども、それでも私はやはり、リスクのあるものをこんな分散して、しかも五県、五県に分散するんですよ。こんなことをやってはいいかぬと思うんですね。

おまへは宮城県の人間だからそういうことが言えるんだと言うかもしれないませんが、私は七歳まで福島県で育っています。友人もたくさんいるんです。それでもなお、やはりそうすべきだと思いますよ。何だうたら、別に福島県に今から移住したつていいと思うくらいですよ、東北ですし。そのぐらい思いながら今回の法案を見詰めるのと、結局、先ほど小熊議員もおっしゃっていましたけれども、要は、では、最終処分を行うということに当たって、やはり、今回の指定廃棄物のよ

うに、選ぶ段になったら絶対に地元で物すごい反
発が起きて、その結果、物すごい時間がかかる。
こんなのはもう今の段階からよくわかることなん
ですね。もう予想できること。となると、ではそ
こを、誰が責任を持って最終処分場を決めてい
くんですか、場所を。

今だったら、宮城県ですとか栃木県の指定廃棄
物の最終処分場については、前の石原大臣を含め
まして政務の方々、今でしたら望月大臣を初めま

それは、今大變だと思えますよ。大變だと思えます。この法案を通しました、いや、三十年後までに最終処分場を決めましょう、福島県外に。ここまででも大変な努力だと思えますよ、恐らく。だけれども、三十年後までに最終処分場を決めるときに、今度、別の人が同じことをやらなきゃいけないんですよ。そのときに、自民党さんの政権かもしれません、あるいは、今野党をやっているほかの政党の政権になっているかもしれない。そのときにみんな絶対思うんです。あのときに何でこんなふうにしたのかなと思う人、一人や二人絶対いますよ、その閣内において。 (衆議院議員の者あり) まあ、ちょっと控え目に今一人や二人と言いましたけれどもね。

となると、私、実はこの件について先週質問主意書を出したんです。つい先ほど、九時過ぎにいただいたので、どういう内容だったかというのと、誰が責任を持つのかという意味においては将来、何年後になるかわかりません、十年後か二十年後かわかりません。最終処分場の場所を選定する際に、今の閣僚、例えば望月大臣ですとかかが、その時点においてどんなお仕事をされているかわかりません。もしかしたら政治家を引退されているかもしれない。どんな役職、どんな職にあらうと、少なくとも最終処分場の場所として候補地に挙がつたところには環境省の皆さんと説明に赴く、そういう義務を課すぐらいのことをやって、もいいんじゃないですかということをここに書いてみます。

そうしたら、答弁が、言うところの明確に責任を負う仕組みというのが何を指しているか定かではないかと。定かではないじゃないんですよ。だって、私書いているんですから、具体的に、行

けと。今だったら望月大臣ですよという話ですね。こういう返答しか返さない。一体どういう責任のとり方をしたいんですか。

それは、国というのは、今の時点と三十年後の時点では当然、国政を取り切っている方は違うわけですよ。ただ、そこは継続性、一体性を持って、それは随分前の人たちがこう決めたから、私たちは今大変かもしれないけれども、国として責任を持ってやりましょう、これが国ですよ。それでいいと思います。いいと思うけれども、それだとどうしても、今の人が、では、あと

はもう三十年後の人に任せましょう、こういう見え方にならざるを得ないんですよ。だから先ほどの小沢議員のようなお話になつてくるんですよ。では、今予定されている最終処分、皆さん、私の地元で引き受けましょうと言いますか。多分言えないと思いますよ。私ですら、今、地元指定

廃棄物の最終処分場、それを見ていて、これはなかなか大変だと思えますもの。それでも、もしかしらばどこかの瞬間で、私の首と引きかえにそれをやると言いますよ、そういう首長さんが出てくるかもしれないよ。私もそういうことを言わなきゃいけないかもしれない。でも、そのぐらいの覚悟を見せて初めて成り立つような話だと思

うんです、こういうの。と、長々と申し上げましたけれども、質疑通告の二番に入れたのは、大臣にお伺いしたいということで、今果々と申し上げたことについて、質問主意書に書いたのは、現在の内閣の閣僚が何らかの形で明確に責任を負う仕組みにすべきなんじゃないですかということ、質問主意書と一緒にこれについて大臣はどのようにお答えになりますか。

〔石原(宏)委員長代理退席、委員長着席〕

○望月国務大臣 林先生の覚悟のほどといいますか、今聞かせていただきました、我々もそうなくてはならないということ、気を引き締めているわけでありまして、

それからまた、もちろん我々は今閣僚あるいは

また政務三役がおられますので、それぞれ、国会議員の皆様方も、これからJESCO法という大切な法律をつくっていただきますので、さまざま思いがあると思います。特に私は担当する大臣でございますので、これから私はずっとこのことについては注視をしていかなきゃいけないと思っています。

ただ、私、前にお話ししたことがありますけれども、これはもう与野党を問わず、実は私、今大臣をやつて本心に、信頼関係をつくるためには皆さんに頭を下げるのはいけませんけれども、私の前、民主党の大員の方、今よりも相当混乱があつて判断に苦しむ、福島県の佐藤知事ではないと思ひますが、苦渋の決断をしながらこうやって決めてきていただきました。

我々も、そういう皆さんの苦しい思いで決めたその礎の上で今この仕事をさせていただいている。我々が大変だけではないで、今までも皆さんも苦労してきた。そういうことで我々は、今は、この法案を何としても通させていただいて福島県の復興につなげていきたい、こういう気持ちでいっぱいでございます。

最終処分場の確保につきましては、放射性物質汚染対策の特別措置法の基本方針によつて、国が責任を持つて行つ、こういうことになつておりますので、政府が組織として継続性を持つて取り組んでいく課題、我々が責任逃れするわけじゃなくて、ずっとその思いは持ちますけれども、国というものはこれからはずっと続きますので、そこにしっかりとした、この法律によつて規定をつくつて、そしてこの事業を進めていく、そういうことであると認識しております。

どちらにいたしましても、最終処分は非常に重要な問題でありますので、幅広い意見を聞きながら、その実現に向けて総力を結集して取り組んでいきたい、このように思います。

○林(宙)委員 今大臣をされているから望月大臣にこういうお話をさせていただいているわけでは

けれども。

私にしてみれば、この特措法、今お触れになつた特措法ですとか、その閣議決定をされたときに、それとも野党問わず、それを通した、賛成をした皆さん、全員に覚悟を持っていただいたかと思つていますよ。

私も当時は議員でも何でもありませんし、一介の、地元、ふるさとなので、当時は東京で働いていましたけれども、そこに支援に行つてというような人間だったんです。

今、政治と金の問題で、触れませんが大丈夫です、与野党の皆さんにも、もういいかげん政策を進めろと。進めたいです、私も。だけれどもね、あのときもそうだったんですよ。震災が起つて、半年間、やれどうやって進めていこうか、どうやってこの事態を收拾しようかと言つていて、そこに力を注ぐべきときに、確かに不適切な発言とかあつたかもしれないけれども、何か、あなたが総理の間は協力しないと何回も言つてみたとか、そんなので閣僚が何回も何回もかわつて、地元は進まなくて。そういうことをやっていただい

す。そういうことはよく考えていただきたいと思ふんです。

そういう覚悟を持つて復興あるいは原発事故の対応というのはやっていたかと言えない。

先ほどの、申し上げたとおり、私は、福田先生がおっしゃつた福島第一原発の未利用地および百ヘクタール、この中に指定廃棄物等々も含めて何とか管理できるんじゃないですかというふう

思つていらっしゃる。当然それは福島県の皆さんにこれ以上負担を強いるわけにはいかない、その気持ちもわかります。だけれども、原発というのはそういうものなんです、恐らく。

何か事故が起つたとき、その立地している皆さんにそれだけのリスクをお願いしなさいいけない、そういうものも全部含めて考えて今後の原発行政というのをも考えていかなきゃいけないんだと、ここは環境委員会ですからこれ以上は言いま

せんけれども、そういうものだということをぜひ考えていただきたいと思ふんです。

それで、今回のこの法案を審議するに当たつて、ちよつと私、不勉強だったものですが、一個、はつと気づいたことがあります。

質問通告の五番から行きますよ。

中間貯蔵施設に入るものというのは、私でつきり、今宮城県とかで言っているああい草とか瓦れきのようなものも含めて、そういった類のものなのかなと思つていたんです。しかしながら、違いますね。よく考えたら違いますね。ほとんどが除染などで出た汚染された土壌ということですよ。

そこではたと気づいたわけです。何に気づいたかという、いや、私、原則論からいうと、宮城県です。栃木県のその指定廃棄物というのは、今は、キログラム当たり八千ベクレルから十万ベクレル、この範囲にあるものは発生した県で処理をしてくれ、こういうことになつていますね。であれば、土壌も一緒じゃないかと最初思つたんです。

土壌だって、確かに物質は違いますよ、そういう可燃物みたいなものと土壌というのは。やはり違いますけれども、しかしながら、そこから出てくる放射線というのは、八千ベクレルから十万ベクレルという範囲だったら、別に影響は一緒じゃないです。

だったら、福島県で出たその八千から十万ベクレルの土壌については、別に福島県で発生したんだからそこで処理すればいいじゃないかと思つていたんですよ、私。そうしたら、これは違うんですね。土壌は別なんです、その理論からは外れている。その理論からは外れているというよりは、ある理由があつて別にしてるんだということなんですけれども、ちよつとこの別建て、別扱いになつて理由を改めて教えてください。

○三好政府参考人 お答えいたします。

先生お尋ねの事項は、実は、私どもが放射性物質の汚染対策をしております、法律になつており

ます放射性物質汚染対処特措法の関係の規定に關することでございます。

実は、これは議員立法でお決めいただいた法律でございますが、政府といたしましては、廃棄物と土壌が二分かれているという理由に關しましては、もともと廃棄物につきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございまして、一方、土壌につきましては土壌汚染対策法というものがございまして、それぞれ、従来、別の法制度のもとで取り扱われてきたということでございまして、そのことを踏まえて、放射性物質に汚染されている廃棄物と除去土壌につきましても、この特措法で条項が分けられているというふうに理解をしているところでございます。

○林(宙)委員 そう、それで議員立法だから、政府としてはなかなか細かいことまでは答えられませんが、同じく、同じ質問主意書の中でそういうお答えをいただいています。今と同じことを聞きました。「議員立法の内容に關する事項であり、立法趣旨の詳細は必ずしも明らかではないが」ということなんですね。

私は一回生議員だから物を知らぬと思つて御容赦ください。立法趣旨の詳細は政府は把握していない。そうなのかもしれない。では、その趣旨を把握していない法律に基づいて皆さんは政治、行政を行っているんですか。どういう答弁ですか、これ。私は政治経験が短いですが、いやいや、おまえの言っていることは非常識なんだ、政治的には。そうかもしれない。一般にはこっちの方が正しいと思いませんか、と思われるわけがあります。

ということで、全くほぼ同じ内容できょうは質疑通告を実はしていますし、返ってきた答弁がこれだったということなので、ちょっと大臣、済みません、通告してなかったで細かいことは要らないです。今私が申し上げました、議員立法の内容でその詳細はよくわからないけれども、それに基づいて行政というのはやるべきものなんでしょうということについて、大臣はどのように

お考えになりますか。

○望月国務大臣 我々もさまざまな議員立法に携わつてまいりました。やはり、議員の皆様方がつくつていただいている法律というものは、非常に国民の生活に深くかわつていっているもので、大切なものでございます。これはもう十二分に我々は尊重していかなくては行けない、そこでできた法律はしっかりと我々も遵守をしていかなきゃいけない、このように思っております。

○林(宙)委員 まさに今大臣がお答えになったことが正しい姿勢だと思ふんですよ、私も。

であれば、質問主意書とはいへ、答弁にこのような形で、しかも文字に残してこんなふうになつていけるのはどういふことなんですか。これは何も、大臣ですとか皆さんにここで追及したいとかそういう話じゃないんです。これは皆さんに考えていただきたいんです。だって、今後皆さんがよかれと思つて議員立法した内容は、それが成立してもなお、政府の方はちよつと内容の詳細はわからないけれども、決まつたからやるか、こういう扱いになる。これはおかしいことではないか。私も立法する意欲がうせますよ、こんなう。これは大問題だと思ふんですよ。

こんなことをやつていたら、優秀な俺、こういう法律をつくりたいんだ、頑張りたいんだと思う人が世の中にも少しいるかもしれないけれども、こんなことをやつていたら来なくなりまして、また、優秀な人材も来なくなります、この政界という場に。そして、何よりも国民に見放されますよ、こんなことをやつていたら。

今、私が大臣に、すごく真つ当な正しい、正しいというか、ありがたい答弁をいただいたと思うんですよ。だから、これは皆さんにぜひ今後どうするか考えていただきたいんです、答弁書をつくるときに。だから、今大臣に御答弁いただいたので、今後こういう逃げ方をしたら、また私は言いますよということですが、申し上げているのは、ぜひここはよく考えていただきたいと思ふんですよ。

それで、話は戻りますけれども、土壌というのは、だから、もともと立法根拠が違うので別扱いになつていましてということなんですね。それはそれでわかりました。しかしながら、危険度のレベルとしては同じものなのに、何でそういう分けたり方をするのかな、それこそ議員立法で、土壌とそれ以外の廃棄物とはもともと扱いが違うだけども、議員立法なんだつたら、そこを一緒に扱えるようにしようよと何で当時しなかったのかと私は今思いますが、それはきょうは問いません。

その次の質問に行きます。

そうすると、別のものだということは、今、宮城県で指定廃棄物の最終処分場をどうしようかと言つていますけれども、それが何らかの形で決着したとしますよね。そうすると、今度、ちよつと待て、こつちには汚染土壌がまだあるんだ、これはどうするんだという話になつてくるんですね。

そうすると、では、この汚染土壌はまた別の施設をつくるのか、あるいは、放射線のレベルによつては、一般廃棄物として扱われているのと同じで、例えばどこかの土地にすき込むとか、何かそういう扱いをするのかという方向になつてくると思うんですけども、環境省としては、今後どのようにそれについて進めようかとされているんでしょうか。

○三好政府参考人 先生の今お尋ねは、福島県以外で発生している除去土壌ということでございまして、各市町村が除染を実施されておりますので、発生した除去土壌の処分につきましては、処分場所にかかわる判断も含めて、各市町村において対応していただくことになりました。

ただ、市町村が御判断いただくためには、処分基準をつくつていく必要がございます。これも特措法に基づいてつくつてまいりますけれども、これは国の方でつくらせていただくということになつておりまして、今、その処分基準につきまし

て、鋭意検討しているところでございます。

私もといたしましては、除去土壌の処分が進むように、適切な最終処分基準をつくつていきたいということとともに、必要な財政的措置でありますとか技術的な支援を行つてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○林(宙)委員 ということですが、この汚染土壌に關しては、それぞれの市町村でどうするかというのはまだ決まつていない、検討の段階だということなんですね。私も今回、初めてそういう状況だというのがわかりましたので、ただ、これは、それぞれの自治体の住民の皆さんは、もしかしら認識していないんじゃないかなと思ふんです。

指定廃棄物の最終処分場であつたとなつていて、今後、中間貯蔵施設から福島県外に運ぶときの最終処分場をどうするんだという不安があつて、しかしながら、これはもう一個懸念材料がふえたということですよ、土壌をどうするんですかと。だって、まだ決まつていないんですよ、どうするか。その同じ指定廃棄物の最終処分場に入れられるんだつたらまだ一カ所で済むからいいかもしれないけれども、そうではないということになる。

福島県以外の汚染土壌については、調べてもらつたら、今のところ三十万立方メートルぐらいだということなんですね。今後もしかしらちよつとふえるかもしれないが、今のところは大体このぐらいですよと聞いています。中間貯蔵施設に入る廃棄物等々、汚染土壌が、先ほどから触れられているとおり、推定二千二百万立米ですか。これに比べればかなり少ないということにはなりますが、今回のこの問題は、政務の皆さんも本当に感じていらつしやらないと思ふすけれども、これは量の多寡じゃないんです。

汚染されている、放射線を発するというものがたとえ微量でも身近にあるということがやはり不安を感じさせるわけで、どれだけ科学的に、セシウムは土壌の中をそう簡単には移動しないから、仮に何か漏れたとしても水源まで行くことはあり

ませんという科学的な説明をされても、やはりなお不安なんですよ。

となると、やはりこれは物すごく不安事項として今後残っていくと思うんですけども、これについては今検討段階ということで、できるだけ早くこれは決めていただいて、もう並行して決めていただいた方がいいと思いますよ。じゃないと、後になってからまた、まだそんなのあったのかということになりかねませんから、これは御検討いただきたいと思います。

大分時間が迫ってきてしまいましたので、残りの中の質問で、ちよつと一言、まずこれは言っておきたい、言っておきたいという指摘しておきたいということなんです。

今回の改正案の条文で第三条の二項というのがあります。ここに「中間貯蔵開始後三十年以内」の「」が大事なんです。「三十年以内」に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」と書いてあるんですけども、これは、ここに点が打つてあると、私は最初、初見したときに、意味が違ふんじゃないかと思ったんですよ。

どういう意味に私が捉えたかというと、貯蔵を開始した三十年以内に、以内にですよ、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。つまり、最終処分、中身を運び出していなかっただけでも、三十年たつた時点で、だけれども、今後数年間のスケジュールでこういうふうには運び出していきたいと思えますというところまで決まっていれば、それすらも「最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」という中に入ってくるんじゃないかと思つてしまつたんですよ。

だけれども、いや、そんなことはないですよ、常識的に考えろと言われればそうかもしれませんが、わかりません。将来どんな政権ができていくかわからないんですから。この条文から読んだらそうなるってしまつて困るので、これはもう三十年以内に完全に中の貯蔵物を福島県外に運び

出すという意味ですということなのかどうかを確認させていただきます。

○福山大臣政務官 議員の質問にお答えいたします。

三十年以内に県外最終処分を完了することとしており、このために必要な措置を講ずることとしております。

以上でございます。

○林(宙)委員 いいのかな。とにかく、ちよつと私は何となくはてながつきましたけれども。

それは、完了させる、運び出すんですよ、ということではないんですよ。はい。ということで、この答弁をもちまして、議事録にも残りますので、将来のそういう憂いは消えたということになりますね。ぜひ、点を打つ位置とか、法律的にはすごく大事だと思うので、今後気をつけていただきたいと思うんですよ。

なおかつ、これも確認しておきたいということなんです。「中間貯蔵開始後三十年以内」の、「この」の「開始」の定義ですね。何をもって開始とするのかということ。

今、その用途としては、平成二十七年、来年の一月からということで目指していられしやうということなんです。いまだに現地の用地取得ですとか地上権の設定とかそういったところでまだ広く御理解がいただけてはいないんだろなということ、この二十七年一月、ここで開始できるのかどうか含めまして、この「開始」は何を指すのかを教えてください。

○福山大臣政務官 「開始」の意味するところでございますが、「中間貯蔵開始後三十年以内」の「開始」とは、除去土壌などを中間貯蔵施設に搬入し、保管を始めることを意味しております。

具体的には、最初に除去土壌などを中間貯蔵施設に搬入した日を想定しております。

平成二十七年一月からの搬入の目標については、日程的には大変厳しく、今後、用地取得が円滑に進むなどの課題もあります。また、苦しい思いで生活をされている地元の方々の思いを踏ま

えていく必要もあります。

こうした点を踏まえつつ、できる限り早期に搬入を開始できるよう最大限努力をしてみたいと思います。

○林(宙)委員 これも、とられ方によつては、一月と今言っているけれども、多分無理なんじゃないか。開始というのがどの時点かということによつては、例えば運び込むのがなかなか難しくて始められませんかという、ずるずるずるずると後ろに行くんじゃないかととられかねないということなんです。なので、これも明確に、しっかりと早く対応するということを御表明いただきたいんですよ、早い段階で。

あと時間が本当にわずかですので、最後にちよつとお話を伺いたいと思うのは、またちよつと宮城県の話に戻って恐縮なんですけれども、指定廃棄物の最終処分場の候補地、なかなか、現地、今、詳細調査の受け入れが成っております。これについては、前回の質疑で望月大臣も、御自身が足を運ばれるということも含めて、今後どうやっていくか早く検討したいとおっしゃっていました。

現実的なところでいうと、各候補地、十一月の半ばぐらいになると雪が降ってくる可能性がございます。残された時間はあと二週間か三週間なんです。そうすると、私自身は、大臣、ここが行きどころなんじゃないかなと実は思っていたりもしますけれども、最後、済みません、これは通告にありませんでしたが、大臣、それについてはどのようにお考えかということだけお答えいただいで、最後にしたいと思います。

○小里副大臣 先般来、加美町を初め、私の方で頻繁に接触しております。いろいろ委員からも御指摘のあったとおり、現地からは、この施設について、また詳細調査について、懸念する声を大きくいただいております。

そういった中で、詳細調査は実質的には八月下旬から進めてきておりますが、実際のボーリング調査はまだ入れないという状況でございます。何

とか、地域の皆様にしつかりと説明申し上げながら、事を前に進めていきたいと思っております。

いろいろ御心配をかけますが、とにかく意思の疎通が一番大事だろうということで、加美町に私も二度お伺いしましたし、また、他の現場にもお伺いをいたしました。また、栃木県の塩谷町もそうですが、町長さんもお越しいただいて、意見交換を行っております。そういった意思の疎通の機会をしつかりつくつてまいりたいと思っております。

○望月国務大臣 どの時点で私が行つたらいいかなということは、さまざまな考え方があると思います。私が行くことによつて混乱する場合もあるかもしれませんが、そうでない場合もございます。さまざまな諸事を考慮して考えてみたいと思います。

○林(宙)委員 ぜひ大臣にはベストなチョイスをしていただきたいというふうに思います。では、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○北川委員長 次に、田沼隆志君。

○田沼委員 最後になりました、次世代の党の田沼隆志でございます。

このJESCO法、非常に重要な法案と私も思っておりますが、通告はありませんけれども、質問もしませんが、一方で、大臣、いろいろ、政治と金の問題、今でもまだ話題になっているわけでありまして。

私や私の党、次世代の党は基本的に法案を優先するべきだと思っておりますが、まだまだ、きょうだったか、また何か記事をちよつと拝見した記憶がございます。賀詞交歓会の支出はあるけれども収入はないということで、大臣の御答弁も、いろいろ矛盾を指摘する声もありますので、ぜひみずから政倫審の方で疑惑を晴らしていただきたい、きちんと説明を果たしていただきたい。これは総理も言われていますので、改めて私からもお願いをさせていただいて、法案の方に入りたいたいと思います。

それで、前回の参考人質疑のときに出してもよかったのかもしれないんですが、ちよつと通告の

順番を変えます、七番目に通告しておった九月二十九日の、用地買取りの問題ですね。

中間貯蔵施設をつくるためには、当然、地権者さんに理解してもらって買わないといけないわけですから、この説明会が二十九日に開かれたという記事。

「ごめんなさい、きょうちょっとお持ちしていませんけれども、こちらにある、大体委員さんは御存じだと思っておりますけれども、「福島・中間貯蔵施設 用地買取り」という記事でございます。これはやはり非常に厳しい反応でして、初の地権者説明会ということですが、日経などだと、「話にならない」「判押せぬ」とか、「反発・落胆広がる」という言葉が出ていますね。

ちよつと読んだ方がいいですかね。では、朝日が短いので。

「福島県内の除染で出た汚染土を保管する中間貯蔵施設について、環境省は二十九日、候補地の大熊、双葉両町の地権者への説明会を始めた。」と。「国側は、東京電力福島第一原発事故がなかったとした取引価格」、つまり昔のときですとね、「に対し、宅地と農地が五〇％、山林が七〇％とする考えで計算した金額を提示した。」あと、「事故による減額分は県が補填する」んですけれども、説明会では、非常に「安すぎる」「わかりにくい」などの声が出た」と。

かつ、その説明会自体もあれですけども、地権者が特定できたところは、二千三百六十五件の所有地は千二百六十九名、半分だと。所有者が明治時代のままだったりもして、なかなかつかないという現状があるというふうな報道がありました。

これはやはり、このJESSCO法、中間貯蔵事業自体を進めていくためには乗り越えていかなければならない、また一つの壁だと思いますけれども、どういうふうな理解を得ていくかも含めて、大臣の御見解をいただければと思います。

○望月国務大臣 まず、この宅地の記事の問題でありますけれども、一番最初、大分混乱があった

ようございました。半額で、どういうことだというふうな。ただ、そのときには、たしか一番最初のときには、県のそういった協力の上で補償するというのがなかったような気がします。それで大分、五割とは何事だというような話があったと思います。

ですから、そういう話になりますと、地権者の皆様の声には無理からぬところがある、我々はこのように思いますが、福島県とも協力の上、国からの補償と福島県から交付される百五十億円の交付金の活用によって、実質的に事故がなかったとした場合の補償額と同じ金額、要するに全額措置される、こういうような形にして、いろいろ御説明をさせていただきました。

ただ、さまざまな御意見がありましたけれども、その後は、一番最初のときのその新聞を見て、皆さん、大分お腹立ちになったときは違う状況でございます。もちろん、全てがそれでおさまったということではなくて、さまざまな御意見がございましたので、そういったものをしっかりと生かさせていただいたということでございます。

○田沼委員 一発目ですから注意した方がよかったと思いますし、大臣の御答弁でその後は何とかなるのかもしれませんが、引き続き地権者さんとの丁寧な交渉、きょうの委員会でもほとんど信頼関係の話がやはり中心となつていっていると思いますので、ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

そのスケジュールですとか体制ですとか、そういったことも関心はあるんですけども、もし何か、地権者との交渉スケジュールですとか、あと、この記事だと、特に半数しか連絡がついていないということに関して、私はちよつとこれは大丈夫かという思いがありますので、今後のそういった取り組みの方法について御見解をいただければ。

○三好政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、住民説明会に御参加いただきました住民の方は、延べの人数、複数回以上

お越しになった方もおられますので、九百名ぐらいということでございます。

それで、私ども、住所がある程度把握できていますのは一千三百名程度ということでございますが、さらに、わからないものも含めまして、現時点では二千三百件ぐらいということになります。

先生御指摘のとおり、相続の関係で、現在の所有者の方がわかっておられない事例もございまして、それで、説明会という形ではなかなか説明が行き届かぬ点もございまして、個別に御説明をさせていただきたいということで、両町からもそういう丁寧な説明を求められておりますので、そういうことで進めていきたいと思っております。

なお、現在わかっておらないところにつきましては、関係の戸籍でありますとか住民票の除票でありますとかを集積いたしまして、できるだけ多くの方の所在地がわかるように努力をして、個別の説明に入つてまいりたいというふうに考えているところでございます。（田沼委員）「スケジュールは」と呼ぶ失礼いたしました。

私ども、まずは、当面の目標といたしまして、二十七年一月ということでございますので、それまでにできるだけ丁寧な説明を心がけたいということでございますけれども、なお、住所のわからない方は引き続き残ると思いますので、ここは継続的にやっていくということで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田沼委員 ちゃんとやってほしいという意味で質問しているんですけどもね。

一月までに全ての方ときちんと連絡をとり合つて、買い取りをしないといけないんだと思いますので、これ以上はお答えがないのかもしれないけれども、要は、千三百名ぐらい以外の方に対するアプローチがちよつとよくわからなかったの

で、頑張つていただきたいと思います。これは質問しませんが、頑張ってください。

今度、地権者の方とは別に、この法案説明資料にもありましたけれども、自治体の方への総額

三十十億円の財政措置ということです。こちらの、特に中間貯蔵施設等に係る交付金ということで、これで千五百億円というのが計上されています。

これは前もどなたか触れられていたかと思いますが、中でも、この中身がちよつとよくわからない。この趣旨とか使途とか、特に自由度、どういうふうな制度にしていくのが、もう少し説明をいただければと思いますので、よろしく願います。

○福山大臣政務官 お答えいたします。中間貯蔵施設の整備などや福島第一原子力発電所の廃炉などによる影響などに対応し、原子力災害からの福島の復興と地域の自立を確かなものとするため、総額三十十億円の新規かつ追加的な生活再建、地域振興などに係る財政措置を講じることをしております。

このうち、新規に千五百億円を措置する中間貯蔵施設等に係る交付金は、生活再建を進めていくとともに、大熊町、双葉町を初めとする地域や県が主体的にしつかりと地域振興に取り組むための基盤を整えるものでございます。

具体的には、中間貯蔵施設等に係る交付金においては、ふるさとの結びつきを維持するための事業、風評被害対策のための事業、生活空間の維持向上のための事業などに活用いただける極めて自由度の高いものとすべく、制度の詳細を検討しているところでございます。

○田沼委員 自由度が高いというのはとてもいいと思いますけれども、本当に必要などころにお金を使つていただかないと、自由度が高過ぎても、何か単なるばらまきになってしまつては、そういうのはやはり見透かされると思うんですよね、地元の方にも。やはり信頼関係を築いていかなければならないわけですから、ぜひそういった信頼関係を培えるような使い方というのをお願いしたいと思ひます。

関連してなんですけれども、これは福島、また両町ですが、私も千葉の出身なので、ほかの最終

処分場がある自治体に関しての方の話も、これは、ちょっとごめんなさい、通告と順番が違いますが。

これは五十億というお話がありました。五県なので、単純に五で割ると一県十億となるのかなと思いますが、そもそも、単純に割る五で、一県十でいいんでしょうか。では、ちょっとそれだけです。

〇鎌形政府参考人 五県の指定廃棄物の処分場につきましては地域振興の予算についてのお尋ねでございます。

地域振興につきましては、市町村長会議などの場でさまざまな御意見をいただいたことを踏まえまして、平成二十六年予算において、指定廃棄物の処理施設を設置する場合の周辺地域振興等のための事業を支援する予算ということで、五県合計で五十億円ということで計上しているところでございます。

これにつきましては、具体的に処分場の候補地が決まってきたところで、地元自治体の御要望をよくお聞きいたしまして対応していく、こういうことにしておりますので、今、内訳を決めているということではございません。

〇田沼委員 千葉なんか、処分場自体が決まっていますから。決まったところは決まったところで、いろいろ問題がありますからね。

そもそも五十でいいんですか。これは何で五十年でしたっけ。

〇鎌形政府参考人 五県の御要望に対応するべく、まず枠として五県五十億ということで計上したものでございます。

〇田沼委員 漠としたままではちょっとあれかと思えますので、今年度ということ。

来年度の予定などはあるでしょうか。あるいは補正とかでも結構ですが、もし計画があるならお伺いします。

〇鎌形政府参考人 まず今年度予算として計上してございますので、その執行をどうするかということでございますけれども、来年度の扱いにつき

ましては、もちろん、予算編成過程においてよく検討していきたいと思えます。

〇田沼委員 別に千葉にくれというわけじゃないんですよ、全然。そうじゃなくて、中身がいろいろ変わりますから、なかなか簡単に決められないことかなと思つたので御指摘したんです。

それから、初めの大臣所信への私の質問でも、柏でも持ち帰りだけで四億円を超えた費用がかつていくということで、大臣からは、全部国が持つというふうに御答弁いただきましたけれども、まだまだ難航が予想されますので、ぜひ、慎重かつ納得のいくような決断をしていただければというふうに思います。

それから、先ほど林委員だったですか、同じく加美町のこと、今度は決まった自治体の方の話で、千葉はまだ決まっていまいませんけれども、やはり座り込みがとてもしつています。副大臣も何度か行つたということで、これからは誠意を尽くすということですが、やはり、先発隊というか、先行自治体である宮城がこういう状況で行き違いがあるというのを見ると、今後大丈夫かなという思いも正直、千葉としてもございまして、千葉という日本全体もそうでしょうから、この対応が非常に重要だと思つています。

ちょっと確認ですが、先ほどの誠心誠意の努力という御答弁からすると、当然、強制的な、最終的には立ち退きとかをするということは選択肢には入るんでしょうか。

〇鎌形政府参考人 加美町の状況を挙げての御質問でございますけれども、これまで、加美町に対しては、三市町、県、国による関係者会談でありますとか、町からいただいた質問書への回答、あるいは住民説明会の開催の打診など、私どもとして、丁寧な説明を行う努力をしてきているところでございます。

ボーリング調査に係る作業の着手に当たりまして、加美町長からいただいた御意見を重く受けとめて、事前に三市町にお知らせをいたしましたのが、今残念な状況になっているというふうな認識

でございます。

引き続き、地元の方々のお話を伺って、環境省としての考えを丁寧に説明していく、こういうことでボーリング調査に向かつていくというつもりでございます。

〇田沼委員 前回の質疑でも、私も、非常に、簡単なものではないということはおわかっておりますし、ある意味、オール・ジャパンで解決しなくちゃいけない問題とは理解しておりますけれども、本当に特段の配慮をお願いしたい。これは宮城以降も続くわけですから、どうかよろしくお願いしたいと思えます。

これはずっと質問してもあれなんです、また同じような質問で、林さんが聞かれていましたけれども、この詳細調査のときに多分いろいろ重機ですとかが入ると思うんです。ボーリングと局長も言われましたけれども、そもそも積雪でも調査というのはいけるんですか。

〇鎌形政府参考人 ボーリング調査につきましては、積雪状態でありまして支障がございまして、私どもとしては、積雪の前にボーリング調査は終わらせたいというふうには思つてございまして。

〇田沼委員 わかりました。頑張つていただければと思えます。

このままだと、もし豪雪などもあつたりして、詳細調査が今年じゅうに終わらないという可能性もあるかもしれませんので、改めて御努力をお願いしたいと思えます。

それから、今度は、JESCO自体のお話もちょっとお聞きしたいんです。

先日の参考人質疑でも、京大の酒井先生が、JESCOがやるということは、ノウハウ、経験が今回の中間貯蔵事業に非常に生きるというふうに言われてはおりましたけれども、もう一息、どのように役立つのか、ちょっとわかりにくい。PCBをやっている会社です。どうして役に立つのか、もう一息わからなかったんで、御説明いただければと思うんです。

〇小林政府参考人 先生も御承知のとおり、中間貯蔵施設の事業、大変規模も大きゅうございますし、また、いろいろな複合的な機能を持つていく必要がございます。そういう意味で、ぜひ、国がもちろん第一線の責任を持つてまいるわけでございますが、専門機関を使って、より万全な体制をつくりたい、こういうことでございます。

そういう中でも、まず、法人の性格としていろいろな種類の法人がございまして、国がしっかりと指揮監督権限を持つということが重要でありまして、そういう意味で、JESCOは特殊会社であるということが一つ大きな利点があると思つております。国と一体化して事業を進める上では有利なことでございます。

具体的には、例えば毎年度の事業計画なども認可という形でチェックをいたしますし、それから、事業の実施全般に対しまして、随時監督命令などを出す権限もございまして、また、一〇〇%国が株主ということで管理しておりますので、より幅広い管理が要る、そういう法人の性格としての強みが一つございます。

それから、今、田沼先生も御指摘ありましたように、このJESCOという会社はPCB廃棄物の処理をこの十年来手がけてきております。これは、各事業者が、全国で九万カ所以上にわたりますして、健康への影響も懸念されるPCB廃棄物を保管しております。これも計画的に全国五カ所で処理していくということになります。

そういう中で、輸送の管理、それから施設の運営を通じて安全な処理、そして外への影響がどうかというようなこと、それから事業者がどうかということも含めましたモニタリング、こういうことをしっかりとやっております。

そして、これも地域の御理解を得ませんと、こういう危ないものの処理というのは難しゅうございますので、地域住民との信頼醸成というようなことにつきましてノウハウを蓄積しておりますので、これを活用したいということでございます。少し具体的に申し上げさせていただきますと、

中間貯蔵の場合には、福島県内で大量の放射性物質に汚染された土壌などを扱ってまいります。とにかく、第一番目は、地元の住民の御理解を得るということが一番重要でございますし、二番目には、長期に、かつ安全ということが大事だと思います。また一方で、ややこれと相反する面はございますが、復興のためには極力早くというような要請がございます。

そういう中で、例えば輸送につきましては、PCBの廃棄物をいろいろなところから運び込んでまいります。GPSでトラックをしつかりリアルタイムで管理する。それから、一台一台、そういう意味でいうと全数管理するというようなことを心がけてまいりますので、こういうものは、物が違いますので、活用するという意味でございますが、大いに生かしていきたいと思っております。

それから、やはり地域住民の理解というところは大変重要でございます。特に情報交換の場を設けましたり、専門家も入れて場を設けるなど、いろいろなノウハウがございますので、地元とこれはよく御相談してだと思っております。しつかりやってまいりたいと思っております。

○田沼委員 充実した御答弁、ありがとうございます。

ただ、私、いただいた資料ですと、JESSCOさんというのは二百八十七人しかなくて、資金もたしか六億ぐらいですよ。これでこの壮大な中間貯蔵事業というのを本当にやり切れるのかなという不安もありますけれども。

たしか、抜本的な強化をしていく、増資ですか、国の方で何十億かされると記憶していますけれども、体制に関しても今後の強化が必要なんだと思うんですが、この辺、大臣、どう考えなのか、御答弁いただければと思います。

○望月国務大臣 JESSCOは、先ほどお話ございましたように、国が強い指揮監督権を有する特殊会社であって、除染を行う国と一体になって事業を行うことが可能である。そこで、今回、この

JESSCOを選ばせていただきました。

特に、実はJESSCOはPCBの処理の仕事をしておりますが、先日私はこちらに伺ってしっかりと見てまいりました。その中で、やはり地域の住民としつかりと対話ができています。

これは、実は民間企業にお願いしたんです。どこかこういう仕事をやってくれるところがないか、さまざまなお問い合わせをしましたが、三十九戦三十九敗、どこもできませんでした。ところが、このJESSCOの形になって、地域の住民としつかりとそういう話し合いができ、そしてまた、GPSを使っている車がどこからどこまで今どうやって走っているのか、それから、ちゃんと出たものが入っているか全数管理、そういうさまざまな、まだ細かいことはたくさんございますが、そういうもので、地域の住民もこれならいいだろうという形で今事業を進めているわけであります。

そしてまた、国が、本当に強い指揮権、今回、株は一〇〇％持つてそれを進めていくということ、今すぐに使える、そういうノウハウを持ったJESSCOを使用することが一番いいのではないかな、このように思っております。

まさに、そういう意味で、充実させるためには、我々がしつかりとこの予算措置をしていかなければいけない、このように思っております。

○田沼委員 まず、JESSCOを選んだ理由はよくわかりました。三十九戦三十九敗と聞くと、ああ、なるほど、非常に難しい選定だったんだと思います。

質問は、どれだけ強化するということです、これだけ壮大な事業で。

では、御答弁ください。

○小林政府参考人 お尋ねがございましたように、新しい事業を起しますので、体制の強化は重要でございます。

まず、人数的な面は、これは法案を通していただきましたらJESSCOが責任を持つて体制をつくっていくことにはなりますが、最初にパイロット的に動かしていく段階でも数十人、百人弱ぐらいの体制が要るかなと思っておりますし、ピークに達しますと、相当大規模に動いてまいりますので、具体的にJESSCOに国のどういうところを分担させるかということも契約でやっていくわけでございますが、規模感でいいますと、今JESSCOが持っているのと同程度の人数が要るということを視野に入れていただければと思います。

それから、出資の点。お尋ねがございましたように、当初は六億円でございますが、これも大きな規模で事業が動いてまいりますので、これはちよつとまた財政の方と御相談をしておりますが、しつかり増資をしていくこともやってまいりたいと思っております。

○田沼委員 もし最盛期、同じぐらいで、三百、三百というところで、新しい人が三百人ということになると、今のJESSCOが持っているノウハウを全部移転という共有しないといけないわけでしょうから、いろいろな御苦労もあると思いますけれども、その辺も注意していただながら、能力とかノウハウの共有というのもしぜひ留意していただければというふうに思います。

それで、残りが十分ほどなので、また話ががらつとかわりまして、先日の参考人質疑の、トラック協会の渡邊会長への質問で印象的だったこととで幾つかお尋ねしたいと思います。

先ほど、これも小熊さんだったか、ちよつとどなたかあれですけれども、膨大な土壌の搬入ということ、そうすると、一度使ったトラックは、風評も含めて、もう使えなくなるということがあり、この議論がありました。

そうすると、非常にコストがかかるだろうなと。調達も、先ほど、買い取りは考えていないでしたか、副大臣が言われておりましたけれども、ちゃんと輸送できるのかということに、やはりまだちよつと一抹の不安がございます。

どのような方針で輸送を実施していくのか、いろいろな課題があると思うんですけれども、御見

解をもう一度お尋ねしたいと思っております。

○三好政府参考人 輸送についてでございます。福島県の県内のはほぼ全域から大量に輸送することになりますので、まずは、住民の健康でございますとか生活環境、あるいは一般交通に対する影響、これが一つの課題、大きな課題になります。これを最小化して、安全かつ、急ぐ事業でございますので、できるだけ効率的に輸送したいということでございます。

課題というお話でございましたが、そういう意味では、私も、専門家から成る検討会を設けていただまして、基本原則といたしましては、今申し上げたことと重なる部分もございまして、けれども、まず、安全かつ確実に輸送を実施すること、それから、短期間かつ円滑に輸送を実施すること、それから、国民及び関係機関の理解と協力のもと実施することというような三つを示させていただいたところでございまして、この基本計画案を、今、県、市町村、地元と御相談させていただいているところでございます。十一月中にはこの輸送の基本計画を取りまとめたというふうに考えております。

それで、今後の、仮定ということでございますが、さらに、具体的な輸送に向けては輸送の実施計画というのを策定したいというふうに考えております。今、基本計画で示しておりますのは、おおむね一年程度、比較的少量の除去土壌等のパイロット輸送を全県的に行つてみるということとでございまして、ここで本格的な輸送に向けていろいろな課題が出てまいりと思っておりますので、そういうことをあぶり出しながら、対処方針をあわせて考えていって、本格的な輸送に備えたい、こういうことを考えているところでございます。

○田沼委員 今ちよつと、聞き取ったのが間違いないかなと思いますが、関係市町村との協議での実施計画ということですが、トラック協会さんには入らないんですか、答えてください。

○三好政府参考人 お答えを申し上げます。

トラック協会は、実は、輸送を担当していただくということになりますと、その事業を実施する主体という面もございませうけれども、一方で、まさしく地域の道路の事情、それから輸送の事情をよく御存じであるという面もございませう。

私ももとしましては、今申し上げました輸送の実施計画を策定していくというプロセスの中で、トラック協会に限らずでございませうけれども、関係の方の御意見を聞きながら、計画を取りまとめていきたいというふうに考えているところでございませう。

○田沼委員 そういうふうに、幅広い、特に現場の方の御意見を踏まえたいと思いたいと思いたすし、先日の参考人の質疑の最後に渡邊参考人が、この法案をどう思いますかと質問したら、先送りだということに言われましたね。それはやはり、ちよつと心にぐさつと残っていますから。やはりそういうふうに見られないように、オール・ジャパン、オール福島で解決できるような声の集め方というのを御留意いただければというふうに思います。

関連して、また、渡邊参考人だったかと言われた積み込み場。環境省が提示した積み込み場について、市町村が反発しているという話があったですね。これは、積み込み場の、一時的なものでしょうけれども、必要性や設置にかかわる今後の取り組みというのとはどのような計画なのでしょう。

○三好政府参考人 お答えをいたします。

中間貯蔵施設には非常に大量の土壌を運び込む必要があるということでございまして、やはり、できるだけ大型車両で輸送していきたいということを考えております。そのことは、先ほど申し上げました基本計画でもそういう方針が示されておりまして、そういう意味で、今、現場保管という形で、非常に小規模な形で保管をしていただいているところが現に数万カ所ございまして、これにどういうふうに対応していくのかということ、大きな課題でございまして、やはり、大型車両を使うというためには、この積み込み場を確保し

ていくということが不可欠ではないかというふうに考えております。

除染につきましては、市町村に除染をお願いしている区域もございまして、こういう地域につきましては、土壌の取り扱いにつきましては、やはり市町村が現場、非常によく御苦労いただいているところではございませうけれども、よく御承知のことではございませうので、その知見をおかりする以外には道がないというふうには考えております。ただ、反発という報道もあったわけではございませうけれども、これは、新たに積み込み場をどこかに確保することが基本というふうな受け取られ方があったということで、これが、私ども承知しているところでは、なかなか困難な面も多いという声はもう既にお聞かせをいただいているところでございませう。

例えば、既存で仮置き場があるようなところにつきましては、むしろ、道路の部分的な改良などをいたしまして、大型車両が入れるようにするというようなことで、直接、中間貯蔵施設に搬入していくということも考えられるわけではございませうので、そういうことをまずは、そういう声もいただいておりますので、今、先ほど十一月中旬に取りまとめたいと申し上げました輸送の基本計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから、実際には、積み込み場を確保していくということでございませうので、市町村もそうでございませうけれども、関係機関とよく調整して、現地の状況に即した積み込み場の要件となるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○田沼委員 千葉の場合は、一度持つて帰る、最終処分場じゃないところ、排出元。それでもお金がかかって、反発も起きたわけですから、今回は本当中間貯蔵施設の方に持つていく途中での一時保管でしょうか、やはり、きちんとやってもらいたい。

恐らく、ちよつとわかりませんが、市町村の反

発は、積み込み場は基本的に市町村単位なんです、ね、たしか。そうすると、その積み込み場をつくる、あるいはきちんとした整備をする、道路とか言われましたけれども、その費用が市町村持ちなのか、それとも国が持つてくれるのかというの、一つ大事なポイントかと思うんですけれども、そこはどうでしょう。

○三好政府参考人 中間貯蔵施設は国の責任で整備することになっておりまして、その輸送にかかわる費用につきましても、国が責任を持つて負担をするという基本的考え方ではございませう。

したがいまして、積み込み場につきましてもそのように対応したいというふうに考えているところでございませう。

○田沼委員 わかりました。それは安心しました。

最後ですか、あともう一つ参考人質疑の中で非常にインパクトを感じたのが、やはり減容化。これもどなたかがさきに質問されていたかもしれませんが、三十年以内の県外最終処分に向けては、土壌を二千二百万トンから十分の一ぐらいですか、とにかく減らすと。減容化は、そういう意味では非常に重要であると思いたす。このコストは非常に高いかというふうに酒井先生も言われておりましたね。私も非常にこれは心配している。もう巨大な額に膨らんでしまいかもしれない、今回のこの中間貯蔵事業自体が。

なので、減容化に関してどういうふうに取り組みを進めていくのか。技術開発とかなんでしようけれども、より具体的な進め方を教えていただきたいのと、それから、最終処分がちゃんとできるようになるのかという見通しもあわせて御説明いただきたいんです。

○三好政府参考人 最終処分に向けての取り組みでございませう。

放射能は物理的に減衰するわけではございませうけれども、やはり技術開発が基本になるというふうに考えておりまして、最初のステップでございませう技術開発につきましては、減容化、それから、

やはり再生利用ということを考えまさんと、減容化しても、結局、最終処分に持つていく量は変わらないということになりますので、再生利用もあわせて並行的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

まず、減容化技術につきましてでございませうけれども、現時点では、先生も御指摘のとおりで、処理能力と、それと裏腹でございませうがコスト面で課題がございませう。それで、今、国内に限らず国外の知見も集積をしたいというふうに考えておりまして、まずは実験レベルの検証でございませうけれども、小規模なプラントレベル、実機レベルへと段階的に発展をさせていきたいと思いたす。

技術の常でございませうけれども、やはり、規模が大きくなりますとコストも下がってくるということでございませうので、技術開発とあわせて、コストの問題も解消していきたいというふうに考えております。

あわせてまして、再生資源化。これも、これまでこの委員会でも御指摘いただいております。やはり、理解を得ていくという、なかなか難しい課題でございませうけれども、並行して情報発信等に努めまして、国民的な理解の醸成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございませう。

○田沼委員 余り具体的なことはわからなかったんですが、気持ちよくわかりました。ぜひ大至急研究開発を推進していただいて、これがうまくいくかいかないかで、全然今後の最終処分の可能性、実現性が大きく変わると思いたすし、あとコストもですね。ですので、もうこれは本当に改めをお願いを、英知を結集していただきたいというふうに思います。

時間もあとちよつとなので、先ほどの積み込み場に関連して、除染自体、そういうええと、ちよつと聞きそびれていたもので、お聞きします。中間貯蔵施設に運び込む、そもその福島の中での除染の現状と今後の取り組み方針があれば、お聞かせいただければと思いたす。

○三好政府参考人 福島県内の除染の状況でございます。

先ほどこちと、国で行っているところと市町村にお願いしているところがあるというふうに申し上げましたが、国で行っているところにつきましては、十一市町村のうち、田村市、川内村、大熊町、楡葉町の全体、それから葛尾村、川俣町の宅地部分及び常磐自動車道では、面的な除染を計画どおり終了しているところでございます。

十一市町村の残りでございますけれども、復興の動きと連携して、除染の加速化、円滑化のための施策を総動員しまして、しっかりと事業を実施していきたいというふうに考えております。

各市町村で状況が違いますけれども、一応、二十九年三月を全体の終了の時期というふうに考えているところでございます。

それから、市町村が除染を行っている地域は、三十六市町村、計画に基づく除染が実施されておりますけれども、ここは着実に実施が進捗しているというふうに理解をいたしているところでございます。

国といたしましては、引き続き、自治体に対して財政的な措置はもとより、技術的な支援を行って、市町村除染につきましてもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田沼委員 わかりました。順調に計画どおりということで、平成二十九年三月で終了ということだけで進めていただければと思います。

ちよっと、あとまとまった質問があるんですけども、もう時間もあれですので、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○北川委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○北川委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○北川委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、牧原秀樹君外四名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、維新の党、公明党及び次世代の党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。河野正美君。

○河野（正）委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました趣旨の説明を、案文を朗読してかえさせていただきます。

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業継続を前提として、中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

また、万が一、取組に遅れが生じるおそれがある場合においては、その原因を徹底的に究明するとともに対応策を講じ、本委員会において法定期間内での最終処分完了に国が責任を持つことを改めて明言すること。

二 中間貯蔵施設の整備から福島県内除去土壌

等の同施設への搬入、運営管理、福島県外での最終処分に至るまでの間、講じられるべきの施策について、国の責務規定の趣旨を踏まえ主導的に取り組むこと。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託した事業において、万が一事故等が生じた場合には、国が責任を持ってその対処に当たること。

三 中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者に分かりやすく丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。

四 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送ルートの設定など輸送計画策定に当たっては、福島県及び県内市町村等の意見を十分に聞いた上で、安全・安心に十分配慮したものとすること。

五 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に伴い生じる道路改良・維持修繕、交通安全施設の整備、粉じん・騒音対策、モニタリングなど、道路に係る様々な維持管理や、搬入に伴い生じるルート沿線住民に対する周辺対策に関する経費は、中間貯蔵施設の搬送ルートに基因するものであることから、政府において対応すること。

六 中間貯蔵施設及び福島県内除去土壌等の輸送に関し、関係住民の安全・安心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。

七 中間貯蔵施設設置に係る協議の中で福島県及び大熊町、双葉町に対し講じることとした、新規かつ追加的な財政措置については、地域の実情に配慮し、その適正な執行に十分留意しつつ、使途の自由度を高めること。また、今後も原子力発電所事故による極めて過酷な状況が継続することに鑑み、福島県の復興に係る財政措置については、県及び関係市町村と引き続き十分な協議を行うこと。

八 本改正により中間貯蔵・環境安全事業株式会社に追加される中間貯蔵に係る事業を、福島県外での最終処分の完了に至るまでの間、

国と一体となって滞りなく実施できるよう、同社の体制強化を速やかに行うこと。

九 中間貯蔵に係る事業の追加を含む今回の法改正が特殊会社の延命との批判を受けることのないよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に對して厳正な運営と人事管理に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び中間貯蔵に係る事業の終了の際には、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、廃止を含めた組織の見直しを迅速かつ適正に行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○北川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北川委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。望月環境大臣。

○望月国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、環境省として、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいっている所存でございます。どうもありがとうございます。

○北川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○北川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

平成二十六年十一月十七日印刷

平成二十六年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇